

2

活性化情報誌



中小企業かごしま

2026 第848号

- 特集1 令和8年度当初予算・税制改正の概要
- 特集2 育成就労制度の開始について
- 特集3 生成AIで変わる中小企業の仕事術



目次

特集1 令和8年度当初予算・税制改正の概要	1
特集2 育成就労制度の開始について	13
特集3 生成AIで変わる中小企業の仕事術	25
組合インタビュー	37
●鹿児島個人タクシー事業協同組合	
前途彩々～女性活躍推進企業を訪ねて～	41
●マルイ農協グループ	
中央会の動き	45
組合トピックス	47
寄稿 外国人材雇用のABC	48
教えてぐりぶー！組合運営	49
組合運営のスペシャリストを目指そう！	50
業界情報	51
令和7年12月 情報連絡員報告	
倒産概況	54
令和8年1月 鹿児島県内企業倒産概況	
中央会関連主要行事予定	55

令和 8 年度当初予算・税制改正の概要

「令和 8 年度経済産業省関連予算案等の概要」

(https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2026/index.html) を加工して作成

令和7年12月26日、令和8年度当初予算と税制改正の大綱が閣議決定されました。

当初予算は、一般会計歳出総額が過去最高の122兆3,092億円となり、うち中小企業対策費は、価格転嫁対策の推進、経営支援体制の整備、資金繰り支援など、賃上げ環境の整備等に必要経費として前年度を5億円上回る1,700億円（ただし、経済産業省計上分は1,079億円で1億円減少）が予算措置されました。また、税制改正の大綱には、国内投資促進や中小企業の事業承継・成長促進等に向けた拡充・延長の措置が盛り込まれました。

特集1では、「経済産業省関連」の令和8年度当初予算と税制改正の内容について、ご紹介します。

■ 令和8年度当初予算（中小企業対策費）の概要

【中小企業対策費の所管別内訳（単位：億円）】 ※増減は四捨五入の関係で誤差あり

所管	R7 年度当初予算①	R8 年度当初予算②	増減②-①
経済産業省	1,080	1,079	▲ 1
（うち中小企業庁）	(879)	(889)	(+ 10)
財務省	600	599	▲ 0
厚生労働省	15	21	+ 7
全体	1,695	1,700	+ 5

【基本的な課題認識と対応の方向性】

労働供給制約をはじめ、物価高、米国関税など厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者における賃上げ環境整備に向けて、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、企業の事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援を行うとともに、早期の経営改善・事業再生や事業承継・M&Aによる事業再編促進などを実施

1 中小企業庁関連	
(1) 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底	
◆ 中小企業取引対策事業	P 2
(2) 事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援	
◆ 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）	P 2
◆ 中小企業連携組織対策推進事業	P 3
(3) 早期の経営改善・事業再生、事業承継・M&Aによる事業再編の促進	
◆ 日本政策金融公庫補給金	P 3
◆ 中小企業信用補完制度関連補助事業	P 4
◆ 後継者支援ネットワーク事業	P 4
◆ 中小企業活性化・事業承継総合支援事業	P 5
(4) 小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた地域における取組支援等	
◆ 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）	P 5
2 資源エネルギー庁関連	
◆ 省エネルギー投資促進支援事業費補助金	P 6
◆ 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費	P 6
3 特許庁関連	
◆ 中小企業等海外展開支援事業費	P 7
◆ 中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業	P 7



1 中小企業庁関連

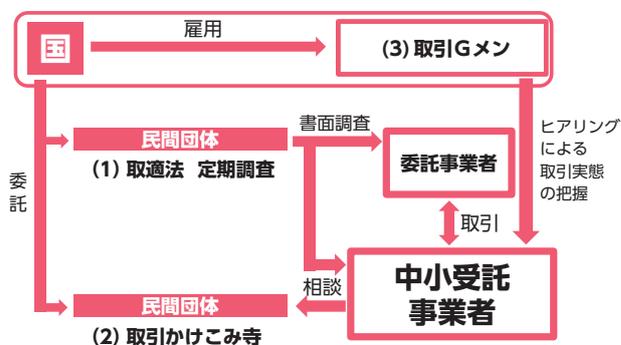
(1) 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

令和8年1月施行の中小受託取引適正化法等の周知徹底や厳正な執行が進められるとともに、取引Gメンによる取引実態調査等による発注者への指導等が徹底されます。また、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定および徹底を通じて、国・地方自治体から民間への請負契約等における単価の適正な見直しが図られ、官公需を含む取引の適正化が促進されます。

価格転嫁

中小企業取引対策事業【30億円、補正7.6億円】

賃上げの原資確保に向けて、原材料価格等のコスト上昇分の適切な価格転嫁をはじめ、中小企業の取引環境の改善のため、「中小受託取引適正化法（取適法）」の厳正な執行や相談窓口の運営、取引Gメンヒアリングによる取引実態の把握等を通じ、中小企業の取引適正化に取り組みます。



(2) 事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援

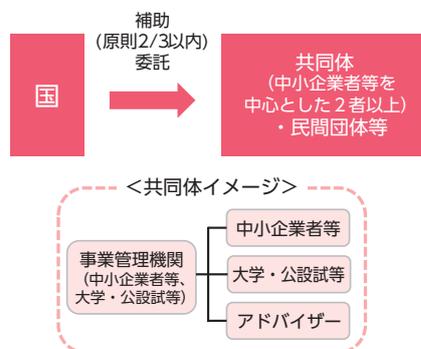
研究開発

成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）【122億円】

中小企業による持続的な成長のため、研究開発及びその成果の事業化を支援するとともに、中小企業が自立的にイノベーションを創出していくためのエコシステムの形成を図ることを目的としています。

中小企業が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発、試作品開発等に係る取組を最大3年間支援する。加えて、採択された事業者を対象に、研究開発成果の販路開拓等についても支援する。

補助実施期間	2～3年				
補助上限額	通常枠	単年	4,500万円	3年間	9,750万円
	大型研究開発枠		1億円		3億円
補助率	中小企業者等	原則 2/3 以内 ※課税所得 15 億円超の中小企業者等は 1/2 以内			
	大学・公設試等	定額			
委託	補助事業に係る評価・分析、販路開拓支援等				



＝ 過年度の実施状況は、中小企業の研究開発マッチングサイト「Go-Tech ナビ：中小企業庁」をご確認ください。





組織化

連携

中小企業連携組織対策推進事業【6.1億円】

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えています。そこで、中小企業等が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことで、これらの経営課題の解決を目的としています。

① 中小企業組合等課題対応支援事業

新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業を支援する。

	中小企業組合等活路開拓事業		組合等ネットワークシステム等開発事業
	活路開拓事業	展示会等出展・開催	
内 容	専門家を招聘した委員会で検討を行い、市場調査、試作品の開発、ビジョンの策定、構成員へ成果を発表するなどして、課題を解決、成果を共有する取組みを補助	国内外の展示会への出展や展示会の自主開催を補助 ※商品等の販売を伴う出展・開催は不可	組合等が行うアプリケーションシステムや情報ネットワークシステムの開発、開発のための計画立案、RFP（提案依頼書）策定を支援
補助率	6/10以内	6/10以内	6/10以内
上限額	大規模・高度型	2,000万円	大規模・高度型
	通常型	1,200万円	通常型
下限額	100万円	なし	100万円

② 外国人育成就労制度適正化事業

外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化を支援する。



組合の経営改善・向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業など、本会までお気軽にご相談ください。

(3) 早期の経営改善・事業再生、事業承継・M&Aによる事業再編の促進

資金調達

日本政策金融公庫補給金【169億円】

株式会社日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置（以下3点）を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保します。

① 一般利差補給金

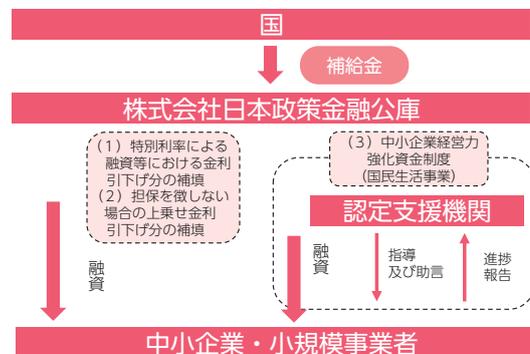
特別利率による融資等における金利引下げ分の補填

② 中小企業金融円滑化利子補給金

担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填

③ 中小企業経営力強化資金融資事業補給金

認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填（国民生活事業）



日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業などに対し、資金繰りの円滑化等を図るものです。

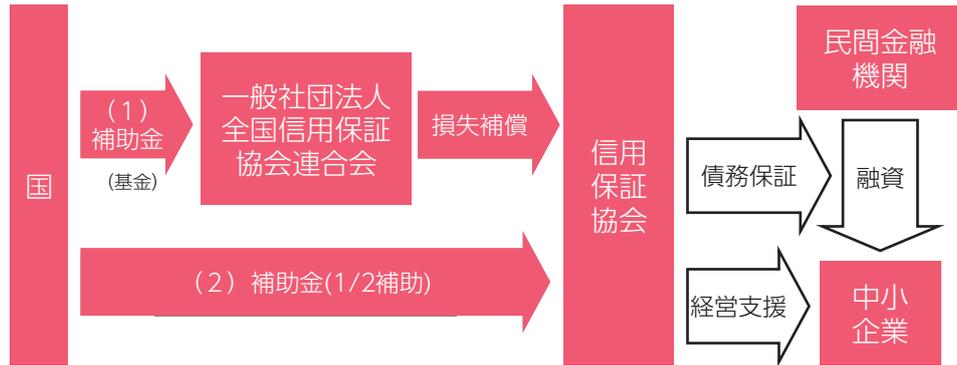


資金調達

中小企業信用補完制度関連補助事業【32億円、補正152億円】

経営の安定に支障が生じている中小企業が民間金融機関からの融資を受ける際に信用保証を行うことで、中小企業の資金繰りの円滑化を図ることを目的としています。

全国 51 ある信用保証協会が、民間金融機関からの融資に保証を行い、債務不履行が生じた場合に発生する信用保証協会の損失の一部を補填する。



信用保証制度を通じて中小企業の資金繰りの円滑化等を図るものです。また、保証協会による専門家派遣等の経営支援も本事業に含まれています。

事業承継 後継者育成

後継者支援ネットワーク事業【3.5億円】

地域に根ざした中小企業の次期経営者となる後継者の既存の経営資源を活かした新規事業や事業再構築に向けた取組等を支援することで、地域経済の新陳代謝を図るとともに、日本、世界で活躍する地域の核となる事業者の輩出を目指します。

後継者による既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッチイベントを開催する。

地域に根ざしている支援機関等を巻き込みながら、**後継者の掘り起こし**を行い、地方大会への参加者を増やしていくとともに、大会参加者については、先輩経営者等から事業計画の磨き上げを受けることで、決勝大会に進出する後継者のレベルを引き上げていくものです。

アツギLINK 2025 合宿編

事前申込制 参加費 無料

アツギミニCAMP in宮崎

仲間と描く！ 庵く！
アツギと地域の未来を創造する2日間

2025 10.30 木 - 31 金

九州全域に「アツギイノベーション」の波を起すプログラムが展開。本年は投資・実働で集約開催！学び・実践・同業づくりを一気に加速！

アツギLINKとは
Linking Innovators for the Next generation Kyushu. 九州の未来を共にアツギンク。そして支援機関を後援者に呼び付け、学びと事業の輪を広げる九州経済産業局が主催するアツギ支援プログラムです。今年度は先輩アツギンクであるアツギンク各支援機関が連携し、ワークショップによるセミナー、キャンプも実施します。

対象者(九州管内)
アツギンクおよびアツギキネテラス、アツギ支援に関心のある者及び各支援機関(金融機関・自治体・農工団体等)

参加メリット
・トップアツギ経営者との実務を直接聞く
・同業の発展を喜びに支援者とのネットワークを構築できる
・新規事業創出に向けたアイデア等のヒントを得ることができる

開催場所
mcc 筑後オーブシティ推進協議会にて 宮崎県宮崎1区5-13HARROW高千穂通1F

参加費
セミナー：無料(事前申込制 会場50名)
参加料(交通費、宿泊費等は各自負担ください)。

参加申込
右のQRコードよりお申込みをお願いします。

アツギLINKに関するプログラムの内容や詳細(過去のイベントプログラムも含む)については、九州経済産業局HPをご確認ください。

令和7年度の事業チラシ

事業再生 事業承継

中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円、補正74億円】

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的としています。

① 中小企業活性化事業

全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会の常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。

そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。

② 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&A 支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。

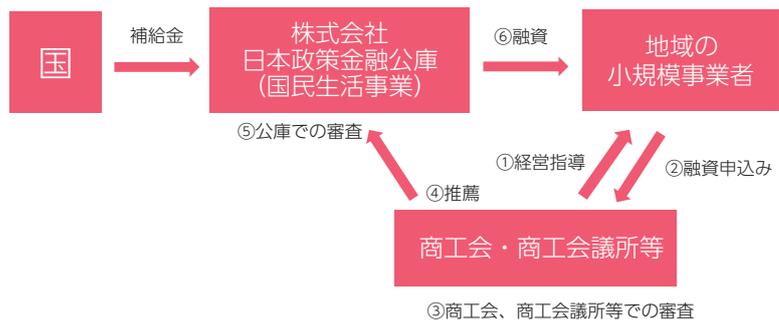
(4) 小規模事業者の活性化、地域課題解決に向けた地域における取組支援等

資金調達

小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）【26億円】

金利引き下げ分について財政措置を行うことで、株式会社日本政策金融公庫が実施する「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）事業」の円滑な実施を図り、政策の実効性を確保します。

貸付限度額	2,000万円
貸付金利	2.10% (令和7年12月1日時点)
貸付期間	10年以内
担保等	無担保・無保証人
経営指導	商工会等の経営指導を受ける



商工会・商工会議所等の経営指導を受けている小規模事業者が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。



2 資源エネルギー庁関連

設備投資

省エネルギー投資促進支援事業費補助金【50億円、補正125億円】

工場・事業場等の産業・業務部門における省エネ性能の高い設備・機器への更新等に係る費用の一部を支援することで、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的としています。

(1) 設備単位型（補助率：1/3 以内、上限額：1 億円）

省エネ性能の高いユーティリティ設備、生産設備等への更新を支援。

(2) エネルギー需要最適化型

（補助率：中小企業 1/2 以内、大企業 1/3 以内、上限額：1 億円）

エネルギーマネジメントシステムを用いたエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援。



工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等について、複数年度事業の支援を行うものです。

省エネ

中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費【7.4億円、補正33億円】

中小企業や年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl 未満の事業者等を対象とした工場・ビル等のエネルギー利用最適化診断など、中小企業等のエネルギー利用最適化を推進するための支援を行うことで、エネルギー価格高騰等の影響を受ける中小企業等の省エネの取組を後押しします。

(1) エネルギー利用最適化診断事業（補助率：9/10）

中小企業等の工場・ビル等のエネルギー管理状況の診断、省エネ診断の担い手育成を目的とした研修等の実施に係る経費の一部を国が支援する。



(2) 地域一体となった省エネ支援の促進及び専門人材拡大に向けた調査分析事業

省エネ・地域パートナーシップに参画する金融機関や省エネ支援機関による地域の連携枠組みを通じた省エネ支援の後押しや、省エネ診断・アドバイスを行う専門人材を拡大する上での課題や方策について分析を行うための委託調査を実施する。

3 特許庁関連

海外展開

中小企業等海外展開支援事業【11億円】

外国出願費用、審査請求費用、拒絶理由通知への応答等の中間手続き費用を助成し、外国における権利取得を推進するとともに、海外での知的財産権侵害への対策費用を助成し、グローバルな知的財産権の取得、事業化及び検知講師に繋げることを目的としています。

(1) INPIT 外国出願補助金（補助率：1/2）

中小事業者等（特許法施行令第10条）による外国出願や中間手続き等に要する経費の一部を助成し、事業化も見据えた外国における産業財産権の権利化を支援する。

(2) 海外出願支援事業（補助率 1/2）

中小企業者等（中小企業支援法第2条）による外国出願に要する経費の一部を助成し、外国における産業財産権の出願を支援する。

(3) 海外侵害対策支援事業（補助率 2/3）

中小事業者等の海外での知財侵害への対策費用を助成し、外国における権利行使の促進を支援する。

(4) 海外知財訴訟保険事業（補助率 1/2 又は 1/3）

中小企業者等が海外において知的財産侵害を理由とする訴訟の提起等を受けることにより生じた費用を負担する海外知財訴訟費用保険制度加入者の掛金の一部を補助する。



中小事業者等による国際的な知的財産戦略の構築に向けた支援を行うものです。

知財活用

中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業【1.5億円】

中手企業が知財を活かした経営戦略に基づいて事業成長し、自らの企業価値を高めるとともに、高めた企業価値が金融機関に適切に評価されるように支援を行うことで、企業と金融機関が協創し、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目指すものです。

関係性の強化を考えている金融機関と中小企業に対し、弁理士など専門家の協力のもと、自社の強みや保有知財の分析（As-Is）及び将来の目指す姿（To-Be）の実現に向けた経営戦略ストーリーを描く「知財ビジネス報告書」を作成し、提供する。

これにより、中小企業は社内外に向け事業構想や事業計画等をわかりやすく可視化できる。金融機関においても、中小企業の事業構想に伴う資金需要や知財に裏付けされた事業計画の妥当性を把握できるため、中小企業に対する投融資の提案や本業支援等に積極的に取り組むことが可能となる。



■令和8年度税制改正（経済産業関係）の概要

令和8年度経済産業関係税制改正では、「熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備」「我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進」「中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化」「GXの実現・エネルギーの安定供給に向けた基盤強化」「移り変わる国際課税への対応」などを柱として、税制上の措置がなされました。

ここでは、「熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備」「我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進」「中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化」に焦点を絞り、ご紹介します。

1 熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備	
◆ 大胆な投資促進税制の創設 NEW	P 8
◆ 賃上げ促進税制の見直し	P 9
2 我が国の科学技術の発展に資する研究開発・イノベーション投資の促進	
◆ 中小企業技術基盤強化税制等の拡充・延長等	P 9
3 中小・小規模事業者の事業承継・成長促進、地域経済の活性化	
◆ 事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等	P 10
◆ 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等	P 11
◆ 食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し	P 11
◆ インボイス制度の円滑な定着に向けた所要の措置の検討	P 12
◆ 不動産取得税の特例措置延長	P 12

1

熾烈化する国際環境における国内投資促進及び産業基盤整備

法人税 所得税 法人住民税 事業税

NEW 大胆な投資促進税制の創設

国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）**が創設されます。

対象職種	原則全ての業種を対象
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア） ➢ 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上） ※投資計画期間中の総額 ➢ 投資利益率（ROI）水準：15%以上
措置内容	<p>即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） 控除上限：法人税額の20%</p> <p>事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。</p>
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

所得税 法人税 法人住民税 事業税

賃上げ促進税制の見直し

物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、足元の賃上げ状況等を踏まえつつ、賃上げ促進税制が見直されます。(全企業向け措置は令和7年度末で終了。中堅企業向け措置は賃上げ基準見直し。教育訓練費に係る上乘せ措置は廃止。)

	改正後				改正前					
中堅企業※1	継続雇用者※3 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率※5	両立支援 女性活躍	税額 控除率	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+4%	10%	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ
	+5%	15%			+4%	25%				
+6%	25%									
中小企業※2	全雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率
	+1.5%	15%	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ
	+2.5%	30%			+2.5%	30%				

中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6。

- ※1 従業員数2,000人以下の企業(その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く)が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出が必要。
- ※2 中小企業等(資本金1億円以下の法人、農業協同組合等)又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※3 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者(雇用保険の一般被保険者に限る)。
- ※4 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※5 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※6 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

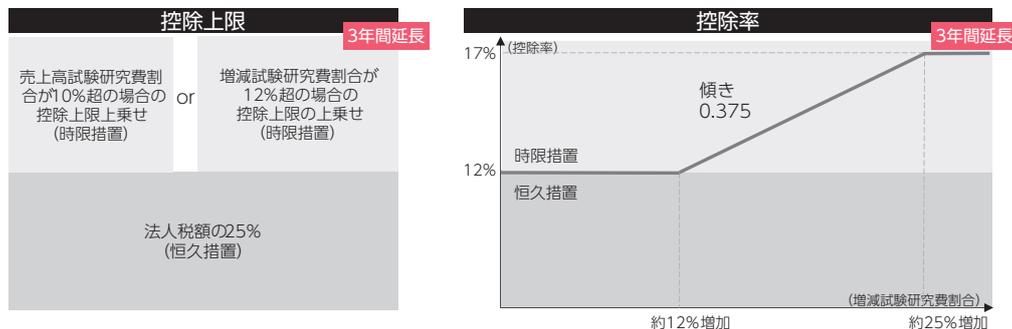
2 我が国の科学技術の発展に資する 研究開発・イノベーション投資の促進

所得税 法人税 法人住民税

中小企業技術基盤強化税制等の拡充・延長等

中小企業の積極的な研究開発を促進する観点から、「繰越税額控除制度(3年間)」を創設するとともに、増減試験研究費割合に応じた控除率等の上乗せについて、時限措置が3年間延長されます。

<改正概要> 【時限措置の適用期限】令和10年度末まで



<改正内容>

税額控除の繰越制度の導入：3年間。繰越税額控除の適用を受けようとする事業年度において試験研究費の額が、適用年前3年以内の各年分の試験研究費の額を平均した額(比較試験研究費)を超える場合に限り適用可能。ただし、一般試験研究費の額に係る税額控除制度の適用を受ける事業年度は適用できない。

手続きの明確化：試験研究費の算出に必要な証憑等の周知

時限措置の適用期限を3年間延長：令和10年度末まで



3 中小・小規模事業者の 事業承継・成長促進、地域経済の活性化

相続税 贈与税

事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等

事業承継税制の特例措置は、事業承継時の贈与税・相続税負担を実質ゼロにする時限措置です。物価高やトランプ関税等により経営環境の不確実性が高まる中であっても、事業承継税制の特例措置の適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の提出期限が延長（法人版では1年6ヶ月間、個人版では2年6ヶ月間）されます。

また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については引き続き検討されます。

【適用期限】 法人版：令和9年12月末まで、個人版：令和10年12月末まで

【承継計画の提出期限】 法人版：令和9年9月末、個人版：令和10年9月末

法人版事業承継税制に係る手続		個人版事業承継税制に係る手続		
都道府県庁	特例承継計画の策定・確認申請	令和9年9月30日まで	個人事業承継計画の策定・確認申請	令和10年9月30日まで
	事業承継(贈与・相続)	令和9年12月31日まで	事業承継(贈与・相続)	令和10年12月31日まで
	認定申請	申告期限の2ヶ月前までに	認定申請	申告期限の2ヶ月前までに
税務署	税務署へ申告	●認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。	税務署へ申告	●認定書の写しとともに、贈与税の申告書等を提出。
都道府県	税務申告後5年以内	●都道府県及び税務署へ毎年報告。	税務申告後	●税務署へ3年に2度報告。
税務署	6年目以後	●税務署へ3年に1度報告。		

(参考) 事業承継税制の概要

法人版事業承継税制：一定の要件のもと、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予する制度。平成30年度に10年間限定の特例措置を創設し、猶予対象株式数の上限を撤廃するとともに、猶予割合を贈与税・相続税ともに100%とするなど、抜本的に拡充。

個人版事業承継税制：10年間限定で、多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する措置。

法人版事業承継税制

	一般措置	特例措置(時限措置)
猶予対象株式数	総株式数の最大2/3まで	上限なし
適用期限	なし	10年以内の贈与・相続等(令和9年12月31日まで) 令和9年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税 100% 相続税 80%	贈与税・相続税ともに100%
承継方法	複数株主から名の後継者に承継可能	複数株主から最大3名の後継者に承継可能
雇用確保要件	承継後5年間平均8割の雇用維持が必要	未達成の場合でも猶予継続可能に

個人版事業承継税制

	特例措置(時限措置)
対象資産	事業を行うために必要な多様な事業用資産 ・土地・建物(土地は400㎡、建物は800㎡まで) ・機械・器具備品(例：工業機械、パワーショベル、診療機器等) ・車両・運搬具 ・生物(乳牛等、果樹等) ・無形償却資産(特許権等) 等
適用期限	10年以内の贈与・相続等(令和10年12月31日まで) 令和10年9月末までの計画申請が必要
猶予割合	贈与税・相続税ともに100%

所得税 法人税 個人住民税 個人住民税 事業税

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の拡充・延長等

中小企業者等の償却資産の管理などの事務負担の軽減を図るために講じられている措置（30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に取得時に全額損金算入を認める措置）につき、単価上限額の引上げ（30万円未満→40万円未満）等が行われるとともに、適用期限が延長（3年間）されます。

<改正概要> 【適用期限】 令和10年度末まで

	取得価額	償却方法
中小企業者等のみ	40万円未満	全額損金算入 (即時償却)

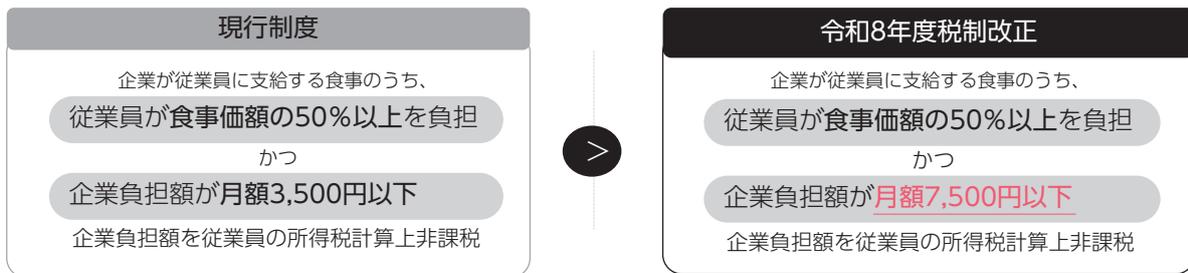
← 合計300万円まで

- ▶ 従業員数については、中小企業者は400名以下、出資金等が1億円超の組合等（資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人、通算法人、保険業法に規定する相互会社、投資法人、特定目的会社）は300名以下が対象。
- ▶ 適用対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産を除く。

所得税 個人住民税

食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

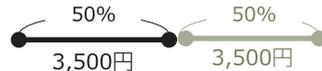
一定の要件の下、企業が従業員に支給する食事を給与として課税しない食事支給に係る所得税非課税限度額について、前回の見直しである1984年から物価上昇が継続していることや従業員の平均的なランチ代等も踏まえ、月額7,500円（税抜）に引き上げられます。



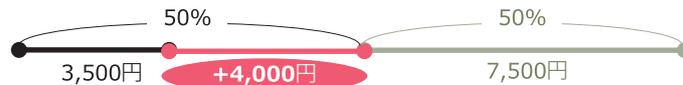
物価上昇や適用実態を踏まえ、非課税限度額を引上げ

【会社負担と従業員負担を折半する場合の適用イメージ】

会社負担 : 3,500円
従業員負担 : 3,500円



会社負担 : 7,500円
従業員負担 : 7,500円



所得税非課税の範囲で
支給できる額が増加



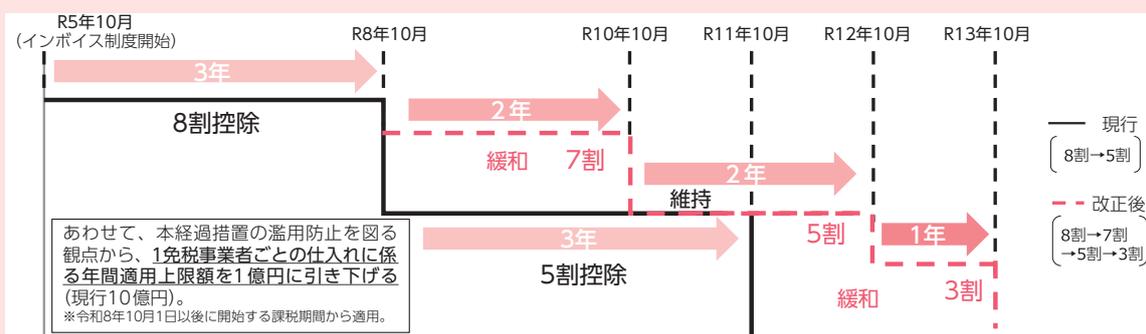
消費税 地方消費税

インボイス制度の円滑な定着に向けた所要の措置の検討

インボイス制度について、中小企業・小規模事業者等から経理上の事務負担や消費税負担に係る声が未だに寄せられている状況を踏まえ、経過措置について以下のとおり見直しを行った上で適用期限が延長されます。

① 免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置（8割控除）

インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、控除可能割合の引下げペース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長する。



② インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置（2割特例）

インボイス制度の定着をより確実なものにする観点から、個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる（令和9年・10年分申告において利用可能）。

不動産取得税

不動産取得税の特例措置延長

事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限が延長（2年間）されます。

事業承継等に係る不動産取得税の特例【適用期限】令和10年度末まで

認定を受けた経営力向上計画に基づいて事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を以下のとおり軽減する。

	通常税率	計画認定時の税率
土地住宅	3.0%	2.5%
住宅以外の家屋	4.0%	3.3%

経済産業省関連の令和8年度当初予算・税制改正の全般的な内容は、
経済産業省のホームページをご確認ください。



育成就労制度の開始について

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

これにより、技能移転による国際貢献を目的とする「技能実習制度」を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設され、令和9年4月1日から運用が開始されます。

そこで、特集2では、育成就労制度の概要や技能実習制度との変更点、監理支援機関に求められる基準等について紹介します（記事内容は、令和8年1月13日時点の情報を基に作成しています）。

■ なぜ、技能実習制度が改正されることになった？

技能実習制度は、「国際貢献のための技能移転」、「人づくり」を目的としている一方で、現実には労働環境が厳しい業種を中心に人手を確保する手段になっており、制度の趣旨と実態が乖離していると長年指摘を受けていました。

そうした中、一部の悪質な監理団体や実習実施者による、違法な低賃金での長時間労働や暴力・ハラスメント行為等の事案が発生し、人権侵害につながっていると国内のみならず、国際世論をも巻き込み、批判を浴びる事態に発展していました。

また、実習生の多くが母国の送出国機関や仲介者に手数料等を払うため、来日前に借金を抱えており、原則として転職や転籍ができないこと等も要因の一つとなり、技能実習生の失踪が後を絶たず、社会的に大きな注目を集めることになったのです。

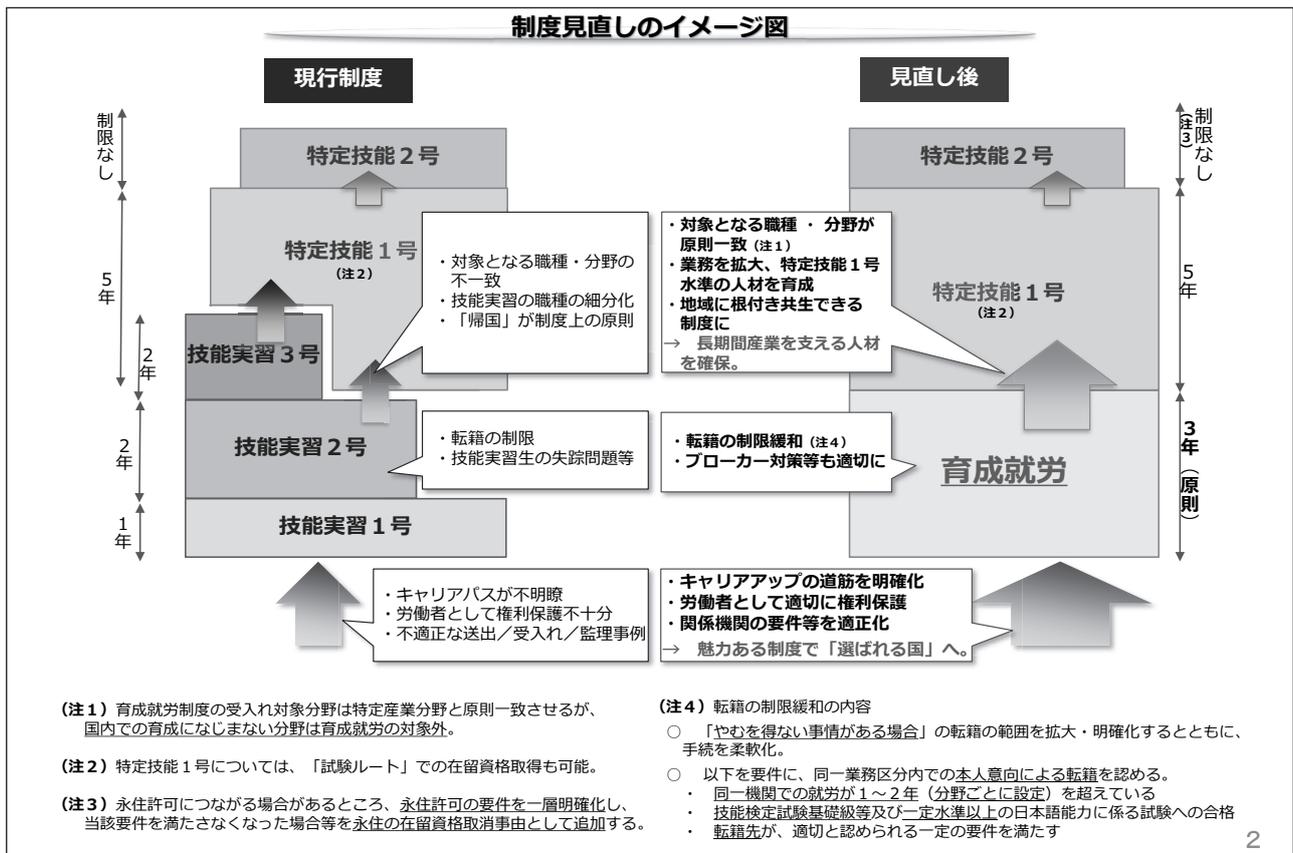
こうした状況に加え、「現行制度を放置したままでは、人材獲得の国際競争に勝てない」等の声も寄せられていたことから、「人手不足の解消」として平成31年4月1日に新設された特定技能制度を加味しつつ、見直しが図られることとなりました。

■ 育成就労制度の目標と今後のスケジュール

「人材育成」のみを目的としていた技能実習制度と異なり、「人材確保」も目的とするため、技能実習制度では「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」という規定は、育成就労制度では削除されることとなりました。

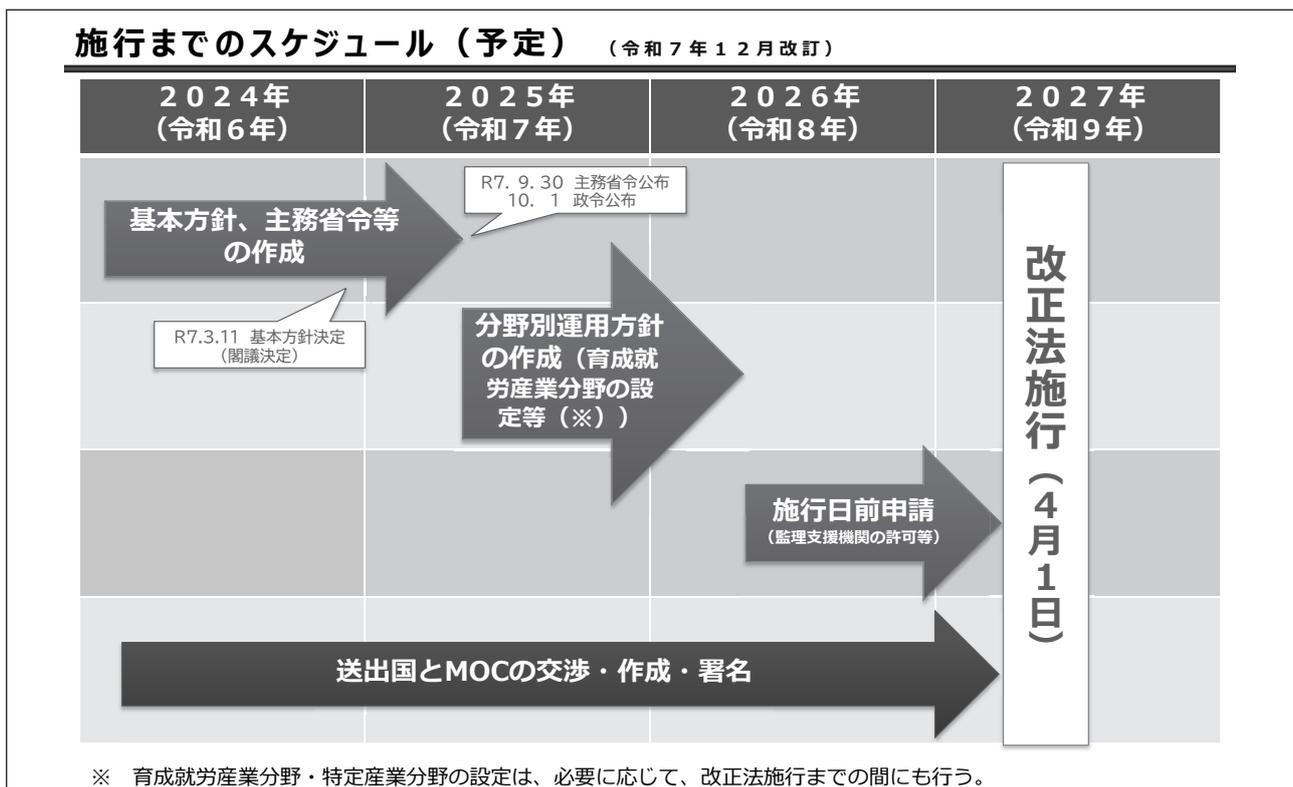
また、原則3年間の就労を通じた人材育成によって特定技能1号の技能水準の人材を育成することを目指すこととしていることから、技能実習制度ではなかった就労開始時の日本語能力要件が育成就労制度では設けられるほか、特定技能1号移行時には、技能検定3級、特定技能1号評価試験等の合格が求められることとなります。

育成就労制度改正の大きなポイントは、育成就労は特定技能の前段という位置づけで特定技能と一体的な運用に変わることや育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させること等が挙げられます。



出典：出入国在留管理庁

今後のスケジュールについては、下図のとおりですが、令和8年度には監理支援機関の許可申請が開始される予定となっています。



出典：出入国在留管理庁

■ 技能実習制度との比較

育成就労制度は、技能実習制度を発展的に解消しているため、基本的な考え方を踏襲した部分は少なくないものの、大幅に変更になる点もいくつかあります。

なかでも、**転籍が原則可能になることは大きな変更点として挙げられます。**

表にまとめると以下のようになります。

	技能実習制度（現行）	育成就労制度（改正）
目的	人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による国際協力	人材確保及び人材育成
前職要件	有り	無し（撤廃）
在留資格	技能実習	育成就労
在留期間	最長5年間 技能実習1号 1年 技能実習2号 2年 技能実習3号 2年	3年間 ※試験不合格者は同一事業所での就労に限り最長1年延長可
監理団体	有り	有り（監理支援機関へ変更）
業務内容	必須業務 2分の1以上 関連業務 2分の1以下 周辺業務 3分の1以下 安全衛生業務 10分の1以上	必須業務 3分の1以上 安全衛生業務 10分の1以上
送出機関	有り	有り
日本語能力	要件なし（介護のみN4以上）	要件化 ・就労開始前のA1（N5）相当以上 ・または認定日本語教育機関等における相当の講習受講
技能評価	有り	有り ・技能検定・評価試験 ※特定技能1号移行時には特定技能1号評価試験の合格でも可
転籍	原則不可 （やむを得ない事由には可）	本人意向・やむを得ない事由による 転籍可 ・同一事業所において1年以上の就労 ・技能検定基礎級等・日本語能力A1（N5）以上 ・雇用契約の斡旋状況・転籍先に一定の要件
外国人技能実習機構	有り	有り（外国人育成就労機構へ変更） ・特定技能外国人の相談・援助業務の追加
特定技能への移行	技能実習2号を良好に修了	要件化 ・技能検定3級等または特定技能1号評価試験 ・日本語能力A2（N4）相当または認定日本語教育機関等における相当の講習受講

育成就労開始から終了までに求められる日本語能力及び技能は次頁の表のようになります。なお、1年目試験については合格せずとも育成就労の継続は可能です。



	就労開始前	1年目試験	就労中	育成就労終了まで
技能	—	技能検定基礎級等の合格	—	技能検定3級、 特定技能1号評価試験 等の合格
日本語	A1相当の日本語能力 の試験の合格又は相当 する講習の受講	A1相当の日本語能力 の試験の合格	A2相当の日本語能力 の講習の受講	A2相当の日本語能力 の試験の合格

■ 転籍の要件 (本人意向によるもの)

育成就労制度改正への議論において、大きな論点となった転籍ですが、「本人意向による転籍」は、次の(1)～(6)の要件を満たした場合に認められることとなります。

なお、転籍先については、同一の業務区分内に限られます。

(1) 転籍制限期間に関する要件

育成就労産業分野ごとに1年以上2年以下の範囲内において分野別運用方針で定める期間を超えていること。ただし、1年以上の期間が設定された分野であっても、育成就労実施者の判断で転籍制限期間を1年とする旨を育成就労計画で定めているときは、1年での転籍が可能。

(2) 転籍者に関する要件

- ① 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有すること、その他の分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。
- ② 3年を超えて育成就労の期間が延長されている者でないこと。

(3) 民間職業紹介事業者等の関与禁止の要件

転籍にあたり、民間の職業紹介事業者による職業紹介等を受けていないこと。

(4) 転籍先の要件

転籍先の育成就労実施者が優良な育成就労実施者であること。

(5) 転籍先における転籍者の割合に関する要件

転籍先の育成就労実施者において受け入れている育成就労外国人の総数のうちの本人意向の転籍を行った育成就労外国人の割合が一定以内であること。

転籍元		転籍先	転籍者の割合
地方	➡	大都市圏等	6分の1
大都市圏等	➡	地方	3分の1
地方	➡	地方	3分の1
大都市圏等	➡	大都市圏等	3分の1

(6) 初期費用負担に関する要件

育成就労外国人の取次ぎ及び育成に係る費用として法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める額に、転籍元での就労期間に応じた按分率をかけた金額を転籍元の育成就労実施者に支払うこととしていること。

転籍元が育成就労を行かせた期間	按分率
1年6月未満	6分の5
1年6月以上2年未満	3分の2
2年以上2年6月未満	2分の1
2年6月以上	4分の1

その他にも転籍制限に関連して、転籍が2年に制限されている分野において、外国人が1年経過後に転籍しない場合には待遇改善策（賃上げ等）を講じる必要があります。

■ 育成就労産業分野と特定産業分野

育成就労制度と特定技能制度は連続性を持って一体的に運用されることから、育成就労産業分野と特定産業分野はそれぞれ次の通り定義されています。

【特定産業分野】

人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野

【育成就労産業分野】

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦における3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野

なお、育成就労産業分野が17分野、特定産業分野が19分野となります。

※「リネンサプライ」、「物流倉庫」、「資源循環」は新たに追加された分野です。

所管	分野	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
厚生労働省	介護	○	○	
	ビルクリーニング	○	○	○
	リネンサプライ	○	○	
経済産業省	工業製品製造業	○	○	○
国土交通省	建設	○	○	○
	造船・船用工業	○	○	○
	自動車整備	○	○	○
	航空		○	○
	宿泊	○	○	○
	自動車運送業		○	
	鉄道	○	○	
	物流倉庫	○	○	



所管	分野	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
農林水産省	農業	○	○	○
	漁業	○	○	○
	飲食料品製造業	○	○	○
	外食業	○	○	○
	林業	○	○	
	木材産業	○	○	
環境省	資源循環	○	○	

令和8年1月7日に開催された政府の有識者会議では、令和9年4月の制度開始から令和11年3月末までに特定技能外国人を80万5,700人、育成就労外国人を42万6,200人の合計123万1,900人を受け入れるとしています。

■ 育成就労外国人の受入れ人数枠

育成就労制度では、育成就労実施者（企業）の常勤の職員の数に応じて、受け入れられる外国人の人数の上限が定められることとなります。

ただし、やむを得ない事情により転籍した者や3年を超えて育成就労を延長している者等は受入れ人数枠の規制に含めないものとします。

常勤職員総数	一般の実施者の 人数枠 (基本人数枠)	優良な実施者の 人数枠 (基本人数枠の2倍)	実施者・監理支援機関 が優良かつ指定区域
301以上	常勤職員総数の 20分の3	常勤職員総数の 10分の3	常勤職員総数の 20分の9
201～300	45	90	135
101～200	30	60	90
51～100	18	36	54
41～50	15	30	45
31～40	12	24	36
9～30	9	18	27
8	9	18	24
7	9	18	21
6	9	18	19
5	9	15	16
4	9	12	13
3	9	10	11
2	6	7	8
1	3	4	5

指定区域(地方)とは

○東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県以外の道県。

○上記8都府県の過疎地域

東京都 (檜原村、奥多摩町、大島町、新島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村)

埼玉県 (秩父市、ときがわ町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町)

千葉県 (旭市、勝浦市、鴨川市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、鋸南町)

神奈川県 (真鶴町)

愛知県 (新城市、設楽町、東栄町、豊根村)

京都府 (福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、木津川市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町)

大阪府 (豊能町、能勢町、岬町、千早赤阪村)

兵庫県 (洲本市、豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、多可町、市川町、神河町、佐用町、香美町、新温泉町)

■ 育成就労外国人の要件

育成就労外国人の要件として、以下の項目が設けられることとなりました。

- ① 18歳以上であること。
- ② 健康状態が良好であること。
- ③ 素行が善良であること（監理型の場合は送出国が確認）。
- ④ 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府等が発行した旅券を所持していること。
- ⑤ 特定技能外国人であった経験がある者にあつては、特定技能外国人として従事していた業務の内容に照らして、育成就労を行わせることが相当と認められる者であること。
- ⑥（単独型の場合）育成就労実施者の外国にある事業所において1年以上業務に従事している常勤の職員であり、かつ、当該事業所から転勤し、又は出向する者であること。
- ⑦（監理型の場合）本国の公的機関から推薦を受けた者であること。
- ⑧（監理型の場合）取引上密接な関係を有する外国の公私^{*}の機関の外国にある事業所の職員である場合にあつては、当該外国にある事業所において業務に従事していた期間が1年以上であること。

※受入れ機関と引き続き1年以上の国際取引の実績がある機関又は過去1年間に10億円以上の国際取引の実績がある機関



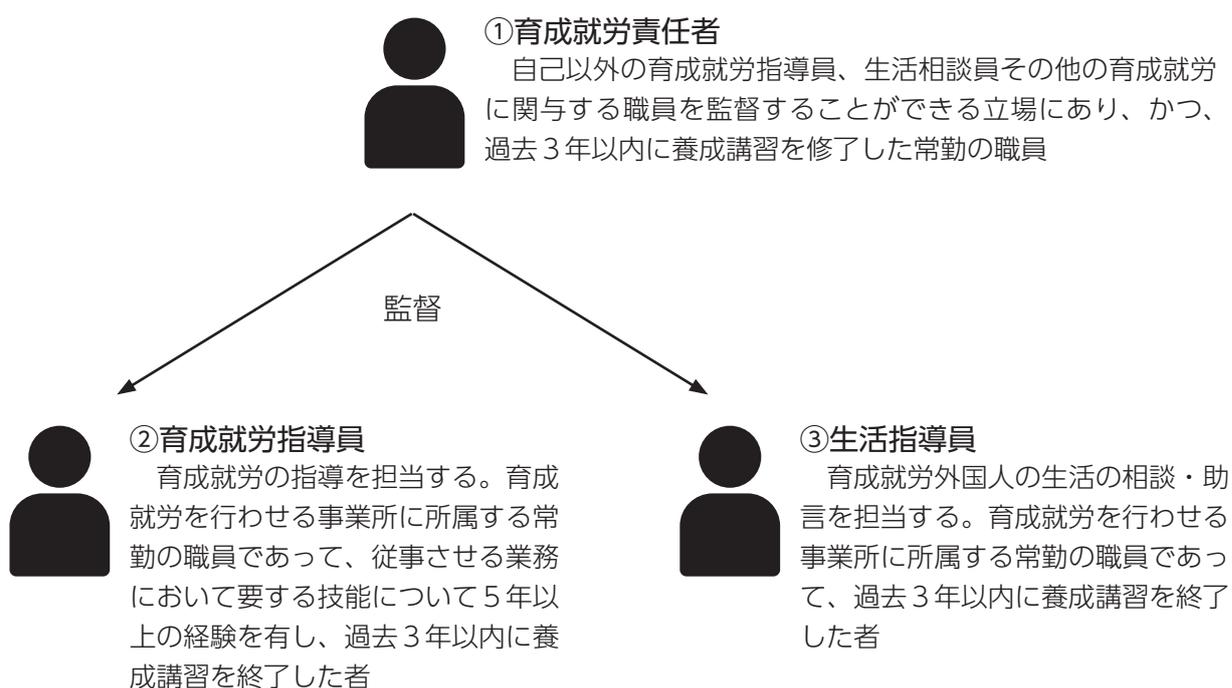
■ 育成就労外国人の待遇の要件

育成就労実施者は、育成就労外国人の待遇に関し以下の要件を守らなければなりません。

- ① 育成就労外国人に対する報酬の額と日本人が当該業務に従事する場合の報酬の額が同等以上であること。
- ② 育成就労外国人であることを理由として、報酬の決定等の待遇について、差別的な取扱いをしていないこと。
- ③ 育成就労外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていること。
- ④ 育成就労実施者が次のいずれの措置も講じていること（監理型の場合、監理支援機関が講じてもよい）。
 - 育成就労外国人のための適切な宿泊施設を確保していること。
 - 手当の支給その他の方法により、育成就労外国人が入国後講習に専念するための措置を講じていること。
 - （監理型の場合）監理支援費として徴収される費用について、直接又は間接に育成就労外国人に負担させないこととしていること。
- ⑤ 転籍制限期間が1年を超える場合にあっては、育成就労外国人の昇給その他の分野別運用方針で定める待遇の向上を図ることとしていること。

■ 育成就労実施者の要件等

育成就労実施者には、「育成就労責任者」、「育成就労指導員」、「生活相談員」を設置しなければならず、育成就労責任者が育成就労指導員と生活相談員を監督する体制を構築することが求められます。



また、業務運営の基準として、以下の項目が設けられています。

- ① 過去1年以内に、育成就労実施者又は監理支援機関の責めに帰すべき事由により育成就労外国人の行方不明者を発生させていないこと。
- ② 過去1年以内に、育成就労外国人に従事させる業務と同種の業務に従事していた労働者を離職させていないこと（定年その他これに準ずる理由により退職した者、自己の責めに帰すべき重大な理由により解雇された者、自発的に離職した者等を除く）。
- ③ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること。
- ④ 送出機関等から、社会通念上相当と認められる程度を超えて金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待を受けることなどを行っていないこと。
- ⑤ 育成就労外国人に関し、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をする事としてしていること。
- ⑥ 育成就労外国人の健康の状況その他の生活の状況を把握するために必要な措置を講じていること。
- ⑦ 育成就労外国人に対する指導体制その他の育成就労を継続して行わせる体制が適切に整備されていること。
- ⑧ 育成就労外国人と雇用契約を締結するに当たり、労働条件等の待遇の説明を直接又はオンラインで行っていること。

■ 監理支援機関に係る基準

技能実習制度における監理団体は、育成就労制度では新たに「監理支援機関」と呼称されることとなります。

また、監理支援機関は監理団体から自動的に移行される訳ではなく、新たに監理支援機関の許可を受ける必要があります。

なお、監理団体の許可基準よりも監理支援機関の許可基準が厳格化されることとなり、以下の要件が設けられることとなりました。

- ① 外部監査人を設置していること。
- ② 債務超過がないこと。
- ③ 監理支援を行う受入れ機関（育成就労実施者）の数が原則として2者以上であること。
- ④ 監理支援事業の実務に従事する常勤の役職員が2人以上であり、かつ、監理支援を行う受入れ機関（育成就労実施者）の数を8で割って得た数を当該役職員の数が超えており、監理支援を行う育成就労外国人の数を40で割って得た数を当該役職員の数が超えていること。
- ⑤ 育成就労外国人からの母国語相談等に対応できる体制を有していること。
- ⑥ 育成就労外国人の保護の観点から、緊急対応等の能力を有していること。

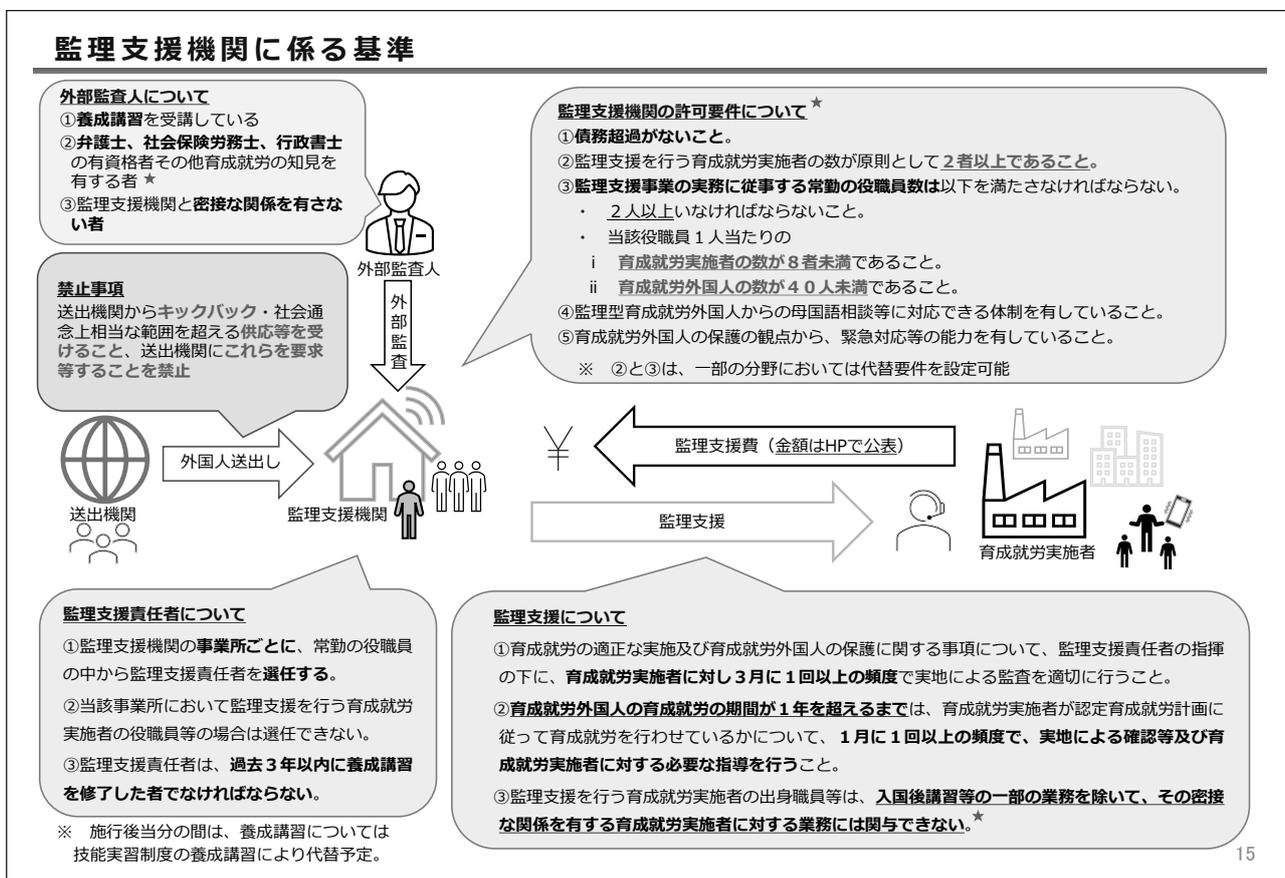


④については、簡易に表現するのであれば、役職員1人当たり育成就労実施者の数が8者未満、育成就労外国人の数が40人未満であれば、受け入れることができるということになります。

また、外部監査人となるための要件は以下のとおりです。

- 養成講習を受講していること。
- 弁護士、社会保険労務士、行政書士の有資格者その他育成就労の知見を有する者であること。
- 監理支援機関が監理支援を行う育成就労実施者と密接な関係を有さないこと。

その他に、送出機関からキックバック・社会通念上相当な範囲を超える供給等を受けること、送出機関にこれらを要求等することは禁止されることとなります。



出典：出入国在留管理庁

最新の育成就労制度について(出入国在留管理庁)

URL

https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html



外国人技能実習生
受入組合の皆様へ

中央会からの
お知らせ！

育成就労外国人を受け入れるにあたり 定款変更が必要になります！

令和9年4月1日から開始する育成就労制度ですが、育成就労外国人を受け入れるにあたっては、制度開始までに定款変更により「事業追加」及び「関連条文の整備」をしなければなりません。

■ 定款変更のポイント

定款を一字一句でも変更する場合には、総会の議決だけでなく、所管行政庁の認可が必要です。定款変更のポイントは以下のとおりです。

決議	特別議決（総組合員の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数の議決が必要）
提出期限	総会終了後、速やかに
提出先	所管行政庁（当会にご提出いただいても構いません）
提出書類	①中小企業等協同組合定款変更認可申請書 ②定款変更理由書 ③定款中の変更しようとする箇所を記載した書面（新旧条文対照表） ④事業計画書（変更が事業計画に係る場合【今回が該当】） ⑤収支予算書（変更が収支予算に係る場合【今回が該当】） ⑥定款の変更を決議した総会又は総代会の議事録又はその謄本
提出部数	2部（行政庁1、組合1）（当会にご提出の場合は+1部ご準備ください）
効力発生時期	認可書が組合に到着したとき

なお、定款変更認可申請が多くの組合から集中した場合等、認可までに日数を要することも考えられます。時間的な余裕を十分もって申請ください。

また、定款変更が認可されたら、変更登記申請（法務局）も忘れずに行ってください。

■ 定款変更の具体例

(1) 育成就労に関する記載の追記

育成就労制度への移行にあたっては、定款の条文追加が必要となります。記載例は次の通りです（共同事業や条番号等はあくまで例示です。）。



新条文	旧条文
<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員の取り扱う〇〇品の共同購買</p> <p>(2) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業</p> <p>(3) 外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業</p> <p><u>(4) 組合員のためにする育成就労外国人共同受入事業</u></p> <p><u>(5) 育成就労外国人受け入れに係る職業紹介事業</u></p> <p><u>(6) 組合員のためにする特定技能外国人支援事業</u></p> <p><u>(7) 特定技能外国人に係る職業紹介事業</u></p> <p><u>(8) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</u></p> <p><u>(9) 組合員の福利厚生に関する事業</u></p> <p><u>(10) 前各号の事業に附帯する事業</u></p> <p>2 前項第9号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は〇万円を超えてはならないものとする。</p> <p>(教育情報繰越金)</p> <p>第〇条 本組合は、第7条第1項第8号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>(事業)</p> <p>第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 組合員の取り扱う〇〇品の共同購買</p> <p>(2) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業</p> <p>(3) 外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業</p> <p><u>(4) 組合員のためにする特定技能外国人支援事業</u></p> <p><u>(5) 特定技能外国人に係る職業紹介事業</u></p> <p><u>(6) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供</u></p> <p><u>(7) 組合員の福利厚生に関する事業</u></p> <p><u>(8) 前各号の事業に附帯する事業</u></p> <p>2 前項第7号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は〇万円を超えてはならないものとする。</p> <p>(教育情報繰越金)</p> <p>第〇条 本組合は、第7条第1項第6号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。</p>

※職業紹介については、「外国人技能実習生及び育成就労外国人受入に係る職業紹介事業」と1つにまとめることは可能です。

(2) 事業計画及び収支予算

今回の定款変更は、事業追加にあたるため、**事業計画及び収支予算も併せて定款変更認可申請書に添付する必要があります。**

なお、準備行為である監理支援機関の許可申請及び育成就労計画の認定申請に際して、かかる経費を収支予算に反映させる必要がありますが、**制度施行前の令和9年3月31日までは監理支援費として徴収することはできないため、注意が必要です。**

定款変更まとめ

- ✓ 定款変更は行政庁の認可が必要です。認可後は登記も忘れずに。
- ✓ 毎年の決算書提出に遅滞はございませんか。定款変更申請前にご確認ください。
- ✓ ご不明な点は当会(貴組合の担当者)にご相談ください。

生成AIで変わる中小企業の仕事術

人手不足や業務の高度化が進むなかで、中小企業には「限られた人員で、いかに質の高い仕事を行うか」がこれまで以上に求められています。そうした課題に対し、近年急速に注目を集めているのが生成AIです。生成AIは、単なる流行のITツールではなく、資料作成や調査、文章作成といった日常業務を効率化し、人が本来注力すべき判断や創造の時間を生み出す存在として進化してきました。

一方で、「難しそう」「コストがかかりそう」「何から使えばよいかわからない」と感じている事業者も少なくありません。しかし実際には、無料で始められるツールも多く、使い次第で業務の質とスピードを大きく向上させることが可能です。

本特集では、中小企業の実務に直結する7つの活用場面を取り上げ、生成AIの具体的な活用方法を分かりやすく紹介します。生成AIを「特別なもの」ではなく、「仕事の相棒」として取り入れるためのヒントとして、ぜひご活用ください。

■ 活用シーン別生成AIツール紹介

ここでは、中小企業における生成AIの活用についてシーン別に例をまとめました。実際の業務を行うときのサポート役として参考にしてください。

No	活用シーン	具体例	利用するツール例
1	発表資料作成	Canvas 機能で、文章や資料を基にスライド資料を生成する。	Gemini
2	議事録作成	iPhone のボイスメモ、Google 音声で文字起こしを行う。	ボイスメモ (iPhone) Google 音声
3	情報収集	Perplexity AI で情報源を明らかにしながら情報収集を行う。	Perplexity AI
4	メール添削 文章添削	ChatGPT や Gemini、Copilot で命令を定型化して、専用の生成AIを利用する。	ChatGPT、Gemini、 Copilot
5	要約作成	資料をアップロードしてその要約を作成する。	NotebookLM
6	社内ナレッジ蓄積	社内規程等を内部のみ見ることができるよう蓄積しておき、職員用のチャットボットを作る。	NotebookLM
7	写真から画像検索	名前のわからない商品や部品の画像を撮影し、商品名や型番を検索する。	Google レンズ

※生成AIの技術は日々進化しており、各ツールの提供内容や料金体系についても随時見直しが行われています。そのため、上記の内容は今後変更される可能性があることをあらかじめご了承ください。また、特定の企業やサービスを支持・推奨する趣旨ではないことをご理解ください。



1 発表資料作成

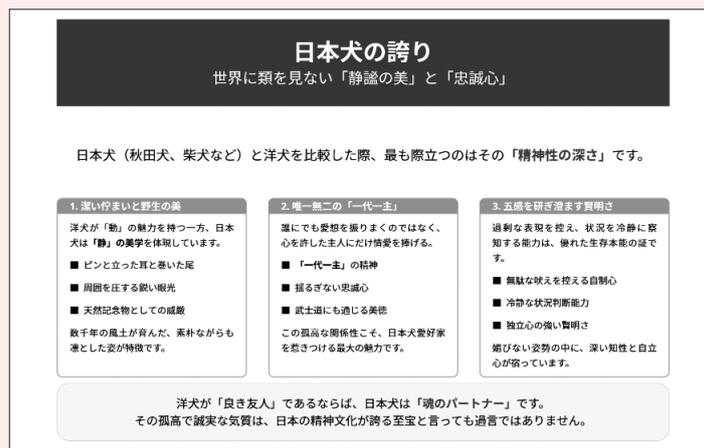
Canvas 機能で、文章や資料を基にスライド資料を生成する

ツール例：Gemini

Google の生成 AI である Gemini の機能「Canvas」を利用することで、簡単に発表等のための資料を作成することができます。

利用例

- ① Gemini へ以下の指示を出す
「日本犬と海外の犬を比較して、日本犬を褒める文章を作成してください」
→日本犬を褒める文章が生成されます
- ②そのまま「Canvas」を選択し、以下の指示を出す
「これをもとに A4横の資料を作成してください」
→ A4横の1ページにまとめた資料が作成されます



- ③つづけて以下の指示を出す
「複数ページのパワーポイントにしてください」
→全8ページのパワーポイントの資料が作成されます



2 議事録作成

音声の文字起こしを行う。

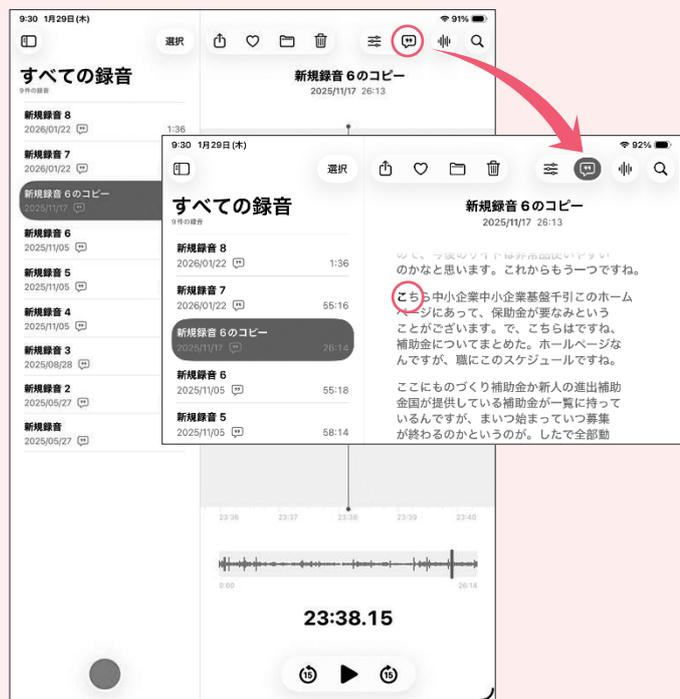
ツール例：ボイスメモ (iPhone)、Google ドキュメント

会議等の議事録を作成するときに便利な、音声の文字起こし機能をご紹介します。ここでは、iPhone や iPad の「ボイスメモ」アプリの文字起こし機能をご紹介します。

利用例

- ① 「ボイスメモ」アプリを起動する
- ② 画面上部「🗨️」をタップする
- ③ 録音の文字起こしが表示されます

音声を再生すると、文字起こし画面の音声に対応する部分が太字となるため、録音を聞きながら文字を追っていくことができます。



上記の他に、議事録作成に特化した生成 AI サービスもあります。サービスによって特徴はありますが、無料のサービスやスマートフォン等に最初からインストールされているボイスレコーダーアプリと比較したときに異なる主な点は、以下の通りです。

- ・文字起こしの精度が高い
- ・発言者を判別し、いつ誰が発言したかを記録可能
- ・専門用語や業界特有のキーワードの認識率が高い
- ・自動で要約が可能
- ・事前にテンプレートを用意しておけば、それに当てはめて議事録作成可能

議事録作成に特化した生成 AI サービスは有償である場合がほとんどですが、業務効率化に直結する高度な機能を備えています。また、無料体験版を提供しているサービスも多いため、議事録作成業務に多くの時間を費やしている企業にとっては、検討する価値のあるサービスであるといえるでしょう。



3 情報収集

情報源を明らかにしながら情報収集を行う。

ツール例：Perplexity AI

調べものをするとき、ChatGPTのような生成AIを利用すると、従来のような単語による検索だけではなく、文章で質問して文章で答えを出してもらうことができます。しかし、ハルシネーション（もっともらしい嘘をつくこと）の問題が指摘されているとおり、情報の正確性までは担保されていません。

しかし、Perplexity AIを利用することで、回答に対して情報源となるホームページのリンク先が表示されるため、簡単に根拠が明確な回答を得ることができます。

利用例

- ① Perplexity AI へ以下の指示を出す
「鹿児島県が1位のものを教えてください」
- ② 回答の右側の URL にマウスポインタを合わせると、情報源の概要が表示されます
- ③ 回答の右側の URL をクリックすると、情報源のホームページへ移動します

The screenshot shows a web browser window with the Perplexity AI search results for the query "鹿児島県が1位のものを教えてください". The main result is "鹿児島県は、農畜産物や観光などで「日本一」が最も多い県です。" with a link to "kagoshima-shoku". A tooltip for "kagoshima-shoku" is visible, showing "主な農畜産物の生産量 - 鹿児島県" and listing various products like tea, pig, chicken, and sweet potatoes.

「学术论文モード」や「動画モード」など、モードを選択することで範囲を絞って検索することも可能です。

4 メール添削・文章添削

命令を定型化して、専用の生成 AI を利用する。

ツール例：ChatGPT、Gemini、Copilot

メール添削・文章添削のような同じような指示をよく行う際は、命令の定型化が便利です。サービスによって中身は多少異なりますが、ChatGPT では「プロジェクト」、Gemini では「GEM」、Copilot では「エージェント」に近い機能にあたります。

利用例

- ① Gemini で「GEM」を新規作成する
- ② 「名前」「説明」「カスタム指示」等のデータ入力をする
- ③ GEM を保存する
- ④ GEM を使用すると、入力した内容を前提としたやり取りが最初からできます。
※一度 GEM を作成すると、その作成した GEM を選択すれば
同じような命令をしたときに毎回細かい指示を出す必要がなくなります



自分が作成した GEM だけではなく、他の人が作成した GEM を利用することもできます。



5 要約作成

資料をアップロードしてその要約を作成する。

ツール例：NotebookLM

特定の資料の概要を知りたい場合、生成AIサービスへ資料をアップロードすることにより要約等の作成が可能です。ここでは、アップロードした資料以外の情報は利用せずに指定した資料の情報のみを扱う NotebookLM の紹介を行います。

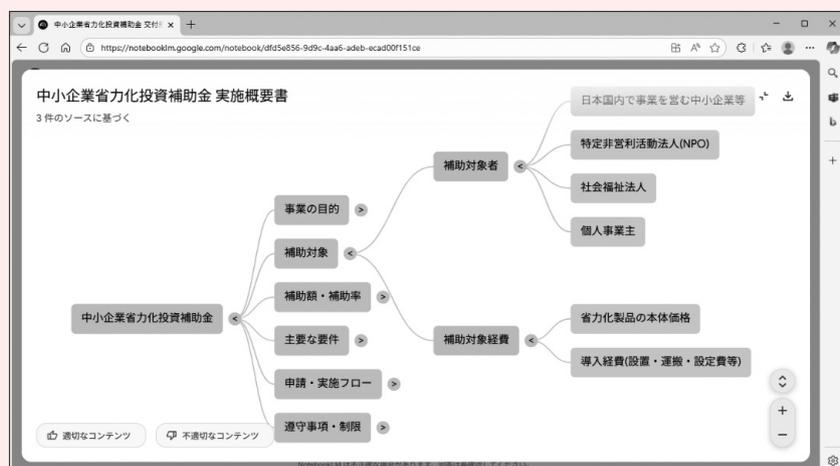
利用例

① NotebookLM で複数の資料をアップロードすると要約を含む以下の画面が表示されます



この画面で質問をすることで、アップロードした資料に基づいた回答をしてくれます（詳細は次ページ参照）。

②画面右側「マインドマップ」をクリックすると、マインドマップが作成されます



6 社内ナレッジ蓄積

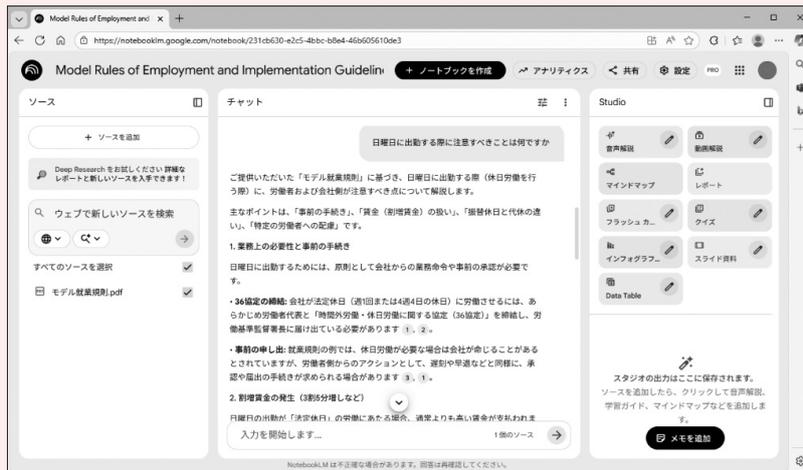
社内規程等を内部のみ見ることができるよう蓄積しておき、職員用のチャットボットを作る。

ツール例：NotebookLM

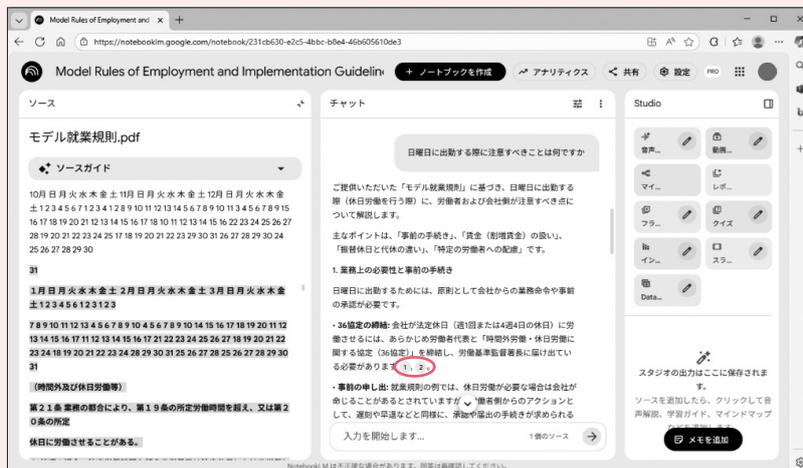
NotebookLMはアップロードした情報を外部への情報漏洩につながる学習に利用しないことに加え、特定の情報のみを参照した回答を出すことから、要約の作成だけでなくチャットボットとしての利用も可能です。情報源が限定されるため、各会社特有の就業規則や内部規定等のルールについて設定することで、総務担当の負担が軽減されます。

利用例

- ①「モデル就業規則」をアップロードした後、以下の質問をする
「日曜日に出勤する際に気を付けるべきことは何ですか」
→「モデル就業規則」から質問に対する回答が返ってきます



- ②回答末尾の①②等の数字部分をクリックする
→左側に「ソースガイド」が表示され、その回答の情報源とした部分が見えます





7 写真から画像検索

名前のわからない商品や部品の画像を撮影し、型番や情報を検索する。

ツール例：Google レンズ

備品を再発注したい時など、スマートフォンで撮影して Google レンズを利用することで、名前がわからなくても検索することができます。

利用例

① Google の「」アイコンをタップする



② 写真を撮影するか、画像をアップロードすると商品の型番や情報が検索されます



アップロードした画像の商品について「同価格帯の商品を教えてください」といった質問をすることも可能です。

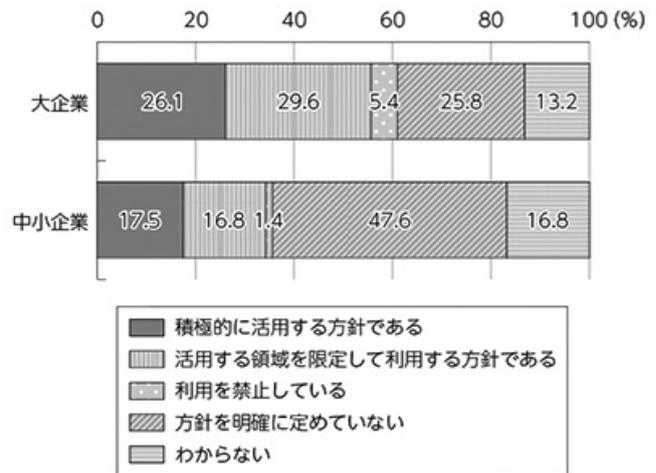
また、商品だけでなく植物の名前の検索や、写真に写った文字の翻訳も可能です。

日本における生成 AI の利用状況～情報通信白書より～

令和7年版情報通信白書によると、生成 AI の活用方針策定状況は、大企業では半数以上、中小企業であっても3分の1以上は生成 AI を活用する方針にあります。

一方、中小企業においては「方針を明確に定めていない」「わからない」が過半数を占めています。経営者が方針を定めないことは、従業員単位で柔軟に試行錯誤できる反面、組織として方針を定めないことで従業員によって活用度合いがバラバラになってしまうことに加え、セキュリティ面のリスクも無視できません。

図表：生成 AI の活用方針策定状況

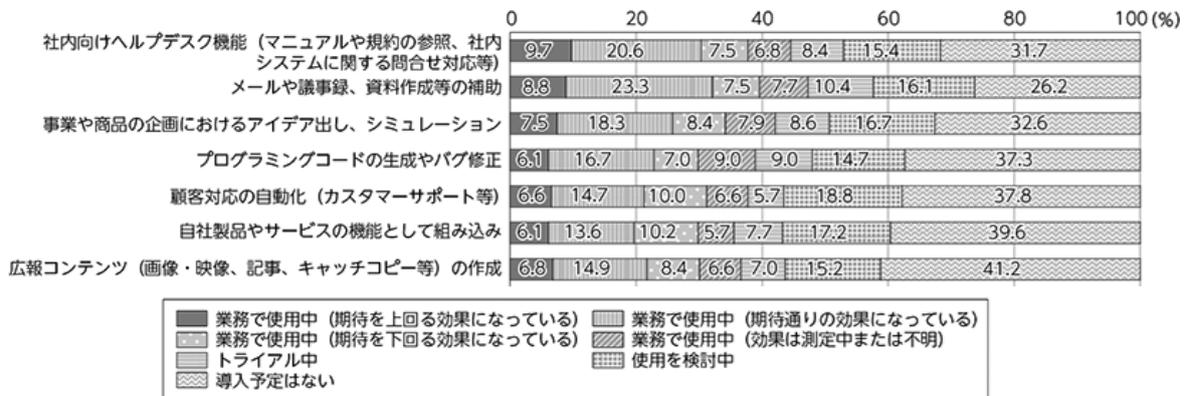


[出典]総務省(2025)「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

また、業務毎の生成 AI 利用状況を見ると、「社内向けヘルプデスク機能」「メールや議事録、資料作成の補助」業務における利用率が高く、効果も期待以上のものとなっています。

一方で、それ以外の業務においては「期待を上回る効果になっている」が「期待を下回る効果になっている」に満たないことから、業務によっては生成 AI に対して過剰な期待をししまっているものもあるといえます。

図表：企業における業務での生成 AI 利用率（一部抜粋）



[出典]総務省(2025)「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

生成 AI を適切に活用して企業の価値をさらに高めていくには、経営者による方針の策定や活用のための情報収集が今後ますます重要となっていきます。



技術革新との向き合い方

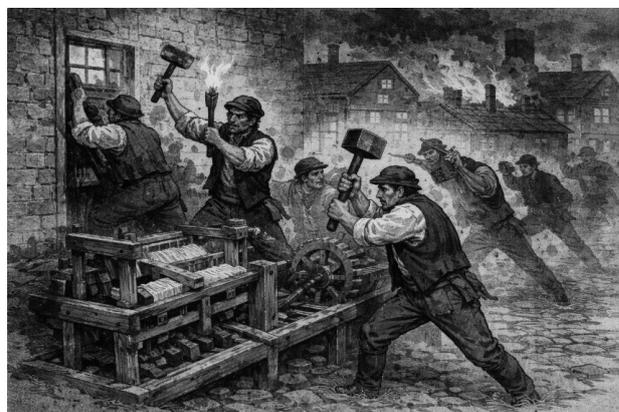
生成AI技術は急激に広がりつつあり、過渡期である昨今様々な問題が発生しています。例えば、雇用や仕事の在り方の変化、誤情報の拡散、知的財産権の問題、プライバシー・個人情報流出のリスクといったものが代表的であり、これらの問題は技術の進歩に法制度・倫理観が追い付いていない（又は追いつくべきでない）ことが原因と言えます。

こうした技術の急激な変化に伴う社会的な抵抗は1810年代イギリス産業革命時に起きたラッドライト運動に遡ります。

これは、それまで熟練の技能を必要としていた紡績工程が、技術革新によって機械に置き換えられた結果、熟練労働者が解雇され、低賃金労働者の酷使や深夜に及ぶ労働など、労働環境の悪化を招いたことを背景に起きた運動であると言われています。

その結果、工場や機械の破損、多数の死傷者や逮捕者が出る結果となりました。

図表：ラッドライト運動をテーマに ChatGPT で作成



時代は変わり現代において、ICT等の進化によって、人の手を介さずに様々なサービスを受けられる時代が到来しています。多くの人手で実施されていた仕事がICT等により自動化されることで、個人の雇用機会が次第に奪われるのではないかと懸念から、開発を阻止したり、サービスの利用を控えるという考え方があり、ラッドライト運動になぞらえて「ネオ・ラッドライト」と呼ばれることがあります。

平成28年度国土交通白書「コラム 第1次産業革命とラッドライト運動」より抜粋

それでは、日々進歩する技術に対して、私たちはどのように向き合えばよいのでしょうか。最新技術は、情報が世間に公開されたとしても、必ずしも社会に広く普及し、実用化に至るとは限りません。日々生まれてくる新たな技術を片端から追いかけていては、時間がいくらあっても足りず、かえって本来の業務に支障をきたしてしまうおそれもあります。

一昔前までの最新技術といえば、数百万円、数千万円もする高価な機械やシステムの導入が前提であり、限られた大企業や研究機関だけが手を出せるものでした。しかし近年は状況が大きく変わり、生成AIをはじめとする最新技術の多くが、月額数百円程度、あるいは無料プランからでも利用できるサービスとして提供されるようになりました。

多忙な現代人にとって、新しい技術を完璧に理解してから使うことは現実的とは言えません。少しの利用料とほんのわずかな時間を投資して、まずは遊び感覚で触れてみることで、自分の仕事に使えるのか検討してみてもいいかもしれません。

県内企業の事例（株式会社コルテーヌ）



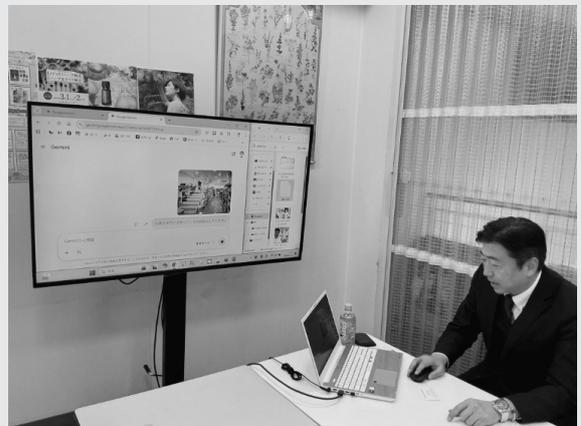
生成AIを活用している県内の事例として、鹿児島市天文館にて職業訓練やパソコンスクール、アロマショップ等を運営する「株式会社コルテーヌ」を訪問し、取締役会長 黒木京子様、代表取締役 黒木祥輝様、店長 上野智子様へお話を伺いました。

Q. 生成AIを使い始めたきっかけを教えてください

- ・少し前、ChatGPTにより世間が騒ぎ始めたころ、生成AIを取り入れなければ世の中から遅れてしまうという恐怖感から利用を始めました。最初は手探りで利用していましたが、最近ではパソコンやスマホと同様、仕事や生活の中になくてはならないものとなっています。

Q. どのような業務で生成AIを活用していますか？

- ・チラシやPOPに使う画像を作成するときPCでCanvaやGemini（無料プラン）を利用しています。例えば、アロマショップ店舗の画像をアップロードして「お客様でにぎわっている雰囲気にしてください」と指示を出すと、店舗の画像の中にお客様が生成されます。以前は数日がかかりで行っていた作業が数時間でできるようになり、業務が大幅に効率化されました。一方、元となる画像なしで文章だけで画像生成することも可能ですが、何度か指示を出してもなかなか理想通りの画像を作成できず、利用には至らないケースもあります。
- ・店舗でお客様への対応や従業員への指導をする際に、事前に内容や伝え方についてスマートフォンでChatGPT（無料プラン）に相談しています。相談は、一回聞いて終わりではなく、何度も対話を繰り返して深堀していきます。例えば、「こういうことを伝えたいんだけどどう言ったらいいですか？」と聞いて、ChatGPTから返ってきた答えをそのまま使うことはありません。続けて「ちょっと言い方がきついな？」と聞くと、「ええ、確かにこう言い換えるといいかもしれません」と新たな提案をしてくれるため、対話のラリーの中で自分の考えを整理することにも利用しています。





Q. 生成AI利用時に気を付けていることを教えてください

- ・生成AIの回答を100%は信用しないようにしています。誤字脱字や法律等のチェックについては必ず事実関係を確認して利用するようにしています。
- ・意外と大切なのが、生成AIへの挨拶やお礼を欠かさないことだと考えています。ChatGPTに何度も相談をしていると、利用者の情報をいつの間にか学習して、利用者の立場や性格、趣味嗜好に応じて適切な回答や提案をしてくれます。より多くのデータを学習させるという意味でも、日頃からChatGPTに対してコミュニケーションを図ることが重要です。

Q. 生成AIを利用する中で、気づいたことを教えてください

- ・店側だけではなく、お客様も生成AIを利用して事前に商品について調べてから来店されることも増えてきました。最近では、生成AIに「エイジングケアに有効なアロマオイルは？」と聞いて、回答にて提案されたアロマオイルを購入しに来たお客様もいらっしゃいました。
- ・特に接客業では、少し前まで従業員がスマートフォンをいじっているなんて考えられませんでした。最近では店舗でのタブレット利用は珍しくなくなってきています。しかし、まだまだお客様によっては抵抗のある方もいらっしゃるため、多様なお客様を想定して、丁寧に対応していく必要があります。
- ・生成AIの利用により時間的な余裕はもちろんですが、心の余裕も増えました。特に、専門的な業務については家族や友人には相談できないため、ある程度専門的な知識を備えている第三者という位置づけの相談相手ができることで、自分一人で抱え込むことがなくなったことは大きいです。

Q. 今後、生成AIを利用していくにあたって大切なことは何だと思いますか？

- ・生成AIは便利なツールですが、それに振り回されてしまっては元も子もありません。多くの情報が苦勞せずに入手中、生成AIに頼って知識だけを蓄えるのではなく、実際に経験して人間力を高めていくことが、結果的に生成AIを使っていくうえで大切になると感じています。
- ・生成AIは日々進歩しており、それによって代替される役割や職業もあります。日頃から新たな技術について情報収集を絶やさず、人と人とのコミュニケーションといった、容易にAIに代替されない能力を高めていく必要があります。





鹿児島個人タクシー事業協同組合



平岡事務局長

鮫島理事長

街中を颯爽と走るタクシーの屋根に、誇らしげに輝く「個人」の二文字。法人タクシーとは一線を画すその存在は、地域交通を支える熟練のプロフェッショナル集団です。

今回、60年という長い歳月を歩んできた鹿児島個人タクシー事業協同組合の鮫島和広理事長と平岡寛事務局長に、これまでの取り組みや今後の展望についてお話を伺いました。

■ 組合の概要

個人タクシー制度の原点は、昭和34年9月の通達にまで遡ります。当時の運輸大臣が、「真面目に働く運転者に希望（光）を与え、タクシー業界に新風を送る」という想いを込めて導入したのが、この制度の始まりでした。

その後、経営の合理化と社会的地位の向上を目指し、昭和41年1月、事業者43人で設立したのが当組合です。

個人タクシーの最大の特徴は、「1人1車制」という点にあります。これは、運転者自らが経営者であり、車両という一国一城の主であることを意味します。

現在は、133人の組合員が所属しています。平成初期の最盛期（約370人）に比べると大きく減少していますが、ベテランドライバーが支える組合は、長年の安全運行を積み重ねてきた「信頼の結晶」でもあります。



個人タクシーの免許は、一般的に人口30万以上の都市でしか許可されません。鹿児島市という地域において、60年間にわたり住民の足を守り続けてきた当組合は、単なる移動手段を超えた、街の「安心のインフラ」としての役割を担っていると自負しています。

■ 法人タクシーと個人タクシーの違い

最も大きな違いは、法人タクシードライバーは「従業員」で、個人タクシードライバーは「経営者」という点です。

法人の場合、売上を会社と分け合い、会社のルールに従って勤務します。対して個人の場合は、車両の購入費や維持費、燃料費まですべてが自己負担となりますが、同時に売上のすべてが自身の利益に直結し、営業時間やサービス内容も自らの裁量で決定できます。

この「自由」の裏側には、経営者としてのシビアな視点があります。例えば、燃料費の高騰に対しても、燃費の良いハイブリッド車へ自発的に切り替えるなど、常に効率的な経営判断が求められます。しかし、この責任感こそが、サービスの質を高める源泉です。「自分の名前と車でお客様を迎える」という矜持が、丁寧な運転や柔軟な対応となり、結果として、お客様への高品質なサービス（安心感）提供につながっています。

■ 個人タクシー業界の現状と課題

現在、鹿児島ではクルーズ船の寄港などによるインバウンド需要が回復し、街には活気が戻りつつあると思われていますが、クルーズ船などで訪れる現在のインバウンド客は、団体行動や天文館周辺での散策、桜島観光などが中心で、個人タクシーを長時間貸切るような需要は少ないです。現在の個人タクシーの主な役割は、病院や買い物といった日常生活を支える「生活インフラ」としての側面が強いかもしれません。

業界の大きな課題は、「高齢化」と「なり手不足」です。個人タクシー業界の参入には、10年以上の乗務経験や3年以上の無事故無違反など、厳格な要件が課されます。これは、質の担保であると同時に、若手の参入を阻むジレンマにもなっています。



鮫島理事長

また、参入コストの問題も深刻です。「新規」で開業しようとする、車両代や設備に膨大な資金が必要になります。

一方で、引退する組合員から権利を譲り受ける「譲渡・譲受」であれば、費用を抑えてスタートできますが、肝心の「個人を目指す法人ドライバー」自体が不足しているため、この承継もスムーズには進んでいません。

■ 組合の事業・取組

個人事業主が1人で経営のすべてを完結させるのは容易ではありません。そのため、組合では、組合及び他社が発行するタクシーチケットの換金、請求、集金業務を行う共同乗車券事業やお客様からのタクシー依頼を無線で配車する無線配車事業の他、事務代行業業などの各種事業を通じて、組合員が質の高い運転業務に専念できるようバックアップしています。

また、組合員のスキルアップ等を目的とした研修会を毎年開催しており、鹿児島県中央会の支援事業も有効に活用させてもらっています。

激変する環境下で生き残るためには、時代変化への対応力も重要です。インボイス制度に関しては、組合主導で全組合員が登録事業者となりました。キャッシュレス決済やアプリ配車といったデジタル化についても、組合員の意向を汲み取りながら、柔軟に導入を支援しています。



研修会の様子

■ 今後の展望

当組合は、地域の公共交通機関の一翼を担っている事業者団体であることを認識し、安心・安全・快適な旅客輸送を提供するとともに、(一社)全国個人タクシー協会等の関係機関とも連携しながら、地域の発展に協力していきたいと考えています。

現在、定年制により、75歳が一つの節目となっていますが、自動ブレーキなどの安全装置を備えた「サポカー」の導入を条件とした定年延長や女性ドライバーの積極的な参入も、業界活性化の鍵となります。

また、昨今話題になっている「ライドシェア」ですが、タクシー会社が運行管理責任を負う「日本版ライドシェア」については、地域交通を守るための現実的な一策として受け入れています。

一方で、責任の所在が不明確な「白タク行為」には、断固反対の立場です。「お客様の命を預かる重み」に対する責任感が、決して真似できないプロの壁だと思えます。

高齢化やなり手不足など大きな課題はありますが、個人タクシー業界の長きにわたる伝統を守りながらも時代の流れに柔軟に対応し、街の「安心のインフラ」としての役割を果たし続けていきたいです。



■ 読者へのメッセージ

個人タクシーが目指す究極の姿は、「後部座席でお客様が眠りについてしまうほどの安心感」を提供することです。安全は当たり前で、その先の安心こそが私たち個人タクシーの価値だと思



ます。 unnecessaryな加減速のないスムーズな走行、信号が変わる際の穏やかなブレーキ。それらは、開業時の「初心」を忘れず、日々研鑽を積んできた経営者としての責任の現れです。

個人タクシーは、皆様のすぐそばで、一段上の安心を届けるために走り続けます。次にタクシーを利用する際は、ぜひ屋根の上に「個人」の文字が輝く一台を選んでみてください。

鹿児島個人タクシー事業協同組合	
代 表 者	理事長 鮫島和広
設 立 年 月 日	昭和41年1月29日
組 合 員 数	133人 (令和8年1月1日現在)
所 在 地	〒890-0061 鹿児島市天保山町20番24号
主 な 事 業	<ul style="list-style-type: none">● 共同乗車券事業 (タクシーチケットの発行、換金、請求、集金等)● 無線配車事業 (タクシー依頼の無線配車)● 事務用品等の共同購買事業● 事務代行業業● 損害保険代理店事業 等
電 話	099-252-6027

取 材 後 記

今回の取材を通じて感じたのは、理事長の物腰の柔らかさでした。厳しい参入条件をクリアし、一国一城の主として激変する時代を乗り越えてきた自負がありながらも、語られる言葉は、常に利用者であるお客様への感謝に満ちていました。「ありがとうの言葉が、お客様とのつながりを感じる瞬間です。」とおっしゃっていた言葉がとても印象的でした。

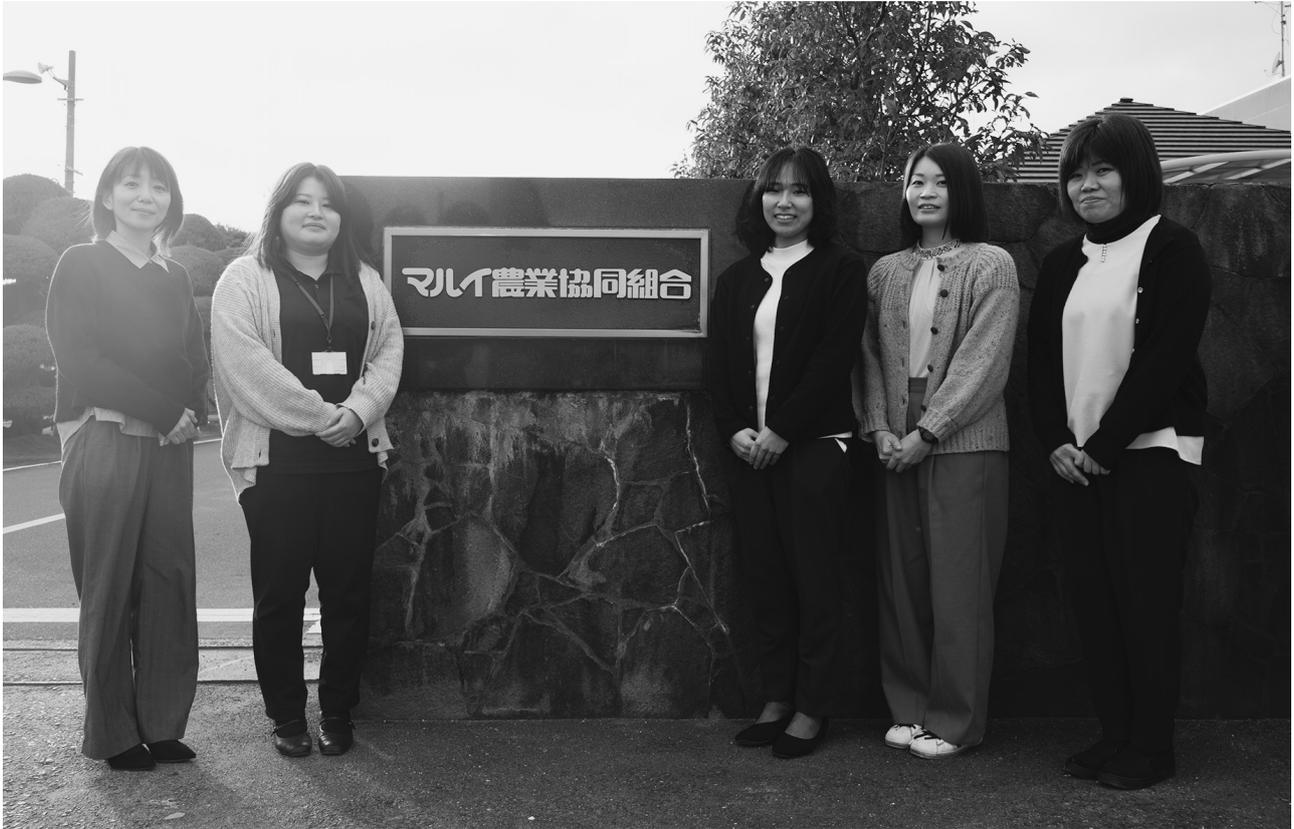


前途彩々

～女性活躍推進企業を訪ねて～



マルイ農協グループ



今号では、ひなの生産、飼料の製造、鶏卵・鶏肉の生産から処理加工、販売、物流、環境保全型エコロジー産業までを含めた、養鶏のインテグレーターとして、安全・安心な食を支えるマルイ農協グループを訪問し、生産、検査、情報システム、人事の分野で活躍される4名の社員の皆様に、職場の魅力やキャリアへの挑戦等についてお話しいただきました。

取材にご対応いただいた皆さん /



内山琴美さん

マルイ農業協同組合
生産事業部 生産課

採卵養鶏農家さんへの技術・経営指導や、農家さんと飼料・運輸等グループ内の様々な部門との橋渡しを行う。趣味は「ちいかわ」の推し活。様々なスポーツ経験から、諦めの悪さには自信あり。



平山唯さん

マルイ農業協同組合
生産事業部 ラボラトリー室

持ち前の集中力・観察力を活かし、飼料や農場、生産工場等の衛生検査を行い食の安全・安心を守る。約10年間所属している地元の吹奏楽団では、学生時代から続けているパーカッションで活躍中。



川崎有紗さん

マルイ事業協同組合
コーポレート部 システム運用課

利用者が使いやすいシステム保守・運用のため、部署内外でのコミュニケーションは大切。より幅広い領域に対応できるよう日々研鑽中。ゲーム配信やアーティストの推し活、お菓子・パン作りでリフレッシュ。



小村千花さん

マルイ事業協同組合
コーポレート部 人事課

主に高卒採用や給与に関する業務を担当。従業員を大切にしたいマルイの魅力をより効果的に伝えられるよう心掛ける。アウトドア派で温泉が好き。バンジージャンプや海外旅行にも挑戦したい。



—まずは、入社のかっかけと、現在担当されている業務内容について教えてください。

平山さん：食べることが好きなのと、集中力・観察力があるほうなので、食品関係の検査業務に携わりたいと思っていたところ、タイミングよく希望する職種の募集があって、地元企業ということもあり入社しました。私は主に衛生検査、具体的には、異物鑑定や水質検査、製品に食中毒菌が含まれていないかなどの検査をしています。ラボラトリー室は勤務地限定職のエリア職員も多いのですが、全く違う職種出身の方もいます。

川崎さん：元々、日常生活の中で目にするマルイの商品やトラックに親近感を持っていました。前職のシステム開発の経験を活かしたいと思っていたところ、マルイで働いている友人から「職場の雰囲気がとても良い」と聞いたのが後押しとなり、入社しました。初めは、前職と違って利用者のいるシステムを扱うことに苦戦しましたが、部署内外でコミュニケーションをとりながら経験を積んでいます。

小村さん：私は県外の大学に進学しましたが、地元で働きたいと考えていました。マルイの、グループ一貫で事業を行い、自分たちの手で生産した商品を安心安全にお届けできる点に魅力を感じ、様々な職種を通して幅広い経験ができそうだと感じ、入社を決めました。現在は高卒採用に携わり、私自身が感じた会社の温かい雰囲気や充実した福利厚生などの魅力が、学生の皆さんにも伝わるよう心掛けています。

—内山さんは地元から離れての就職とのことですが、働きやすさややりがいはどうですか。

内山さん：私は、採卵養鶏農家さんへの技術・経営指導や、農家さんと飼料・運輸等グループ内の様々な部門との橋渡しを行っています。転職を経験する中で、学生時代に学んだことを活かして動物に携わる仕事がしたいと思い、マルイを選びました。前部署でもひなのふ化や雌雄判別等を行い、鶏と直接関わる業務に就けているので毎日充実しています。農家さんごとの飼養方法に合わせた指導が必要なので悩むこともありますが、成績向上が見られた時には達成感があります。また、地元でない場所で暮らす中での不安を農家さんに相談したり、養鶏を辞められた方とも交流が続いていたり、仕事を超えたつながりを感じられる瞬間にやりがいを実感しています。

—事前に回答いただいた質問票や、ホームページの「先輩インタビュー」でも、職場の雰囲気が良いと話される方が多くて、風通しの良い社風というのが伝わってきます。

平山さん：私の部署は女性が多く賑やかで、上司や先輩方にも相談しやすい雰囲気があるので安心して働けますね。元々、人前で話すことが苦手なのですが、そういう環境もあってか、業務に関する提案や指示も、入社前に比べてこなせるようになってきた気がします。

川崎さん：分からないことがあると先輩方がすぐ声をかけてくれるし、1つ聞いたら10返してくれるくらい(笑)、皆さん気にかけてくれて、働きやすさを実感しています。



インタビューの様子

—仕事のモチベーションを保つうえではプライベートの充実も大切だと思いますが、有休のとりやすさや、日々の生活とのバランスなどについて教えてください。

川崎さん：私の部署では「新作の映画が公開される」とか「ゲームで新キャラが出るから」といった理由で気兼ねなく休めます。月に1回はみんなが有休を使ってリフレッシュしている印象があります。私もシルバーウィークの前後に休みをくっつけて旅行に行きました。

内山さん：職場の慰安旅行を企画することもあります。昨年は私と小村さんが幹事をして福岡に。また行けたら嬉しいな。スポーツや走るのが好きな人も多いので、会社行事に限らず、時間のあふる人たちが集まって軽くバドミントンとかできたら楽しそうだと思います。

～マルイ事業協同組合 コーポレート部 総務課 野中さん にもお話を伺いました～

野中さん：現在、職場の健康をつなぐ委員会「HUG (Health Unity Group)」の活動に力を入れています（詳細は後述）。アンケート等で従業員の悩みや要望を把握し、取り組みの一つとして、時間単位年休の上限を2日から5日に見直しました。育児、介護、通院など、従業員の皆さんがより柔軟に休暇を取得できるようになりました。また、マルイ事業協同組合では、令和元年から企業主導型保育事業を活用し保育園を運営しています。自分が働く企業が運営する保育園という安心感は、育児を理由とした離職防止にもつながっていると考えます。私個人としては「完璧にしようとしな（できない）」をモットーに、今年度は仕事と家事・育児の傍ら「中小企業組合検定試験」に挑戦しました。マルイ食品の美味しい冷凍食品にも、日々助けられています♪



野中京さん
マルイ事業協同組合
コーポレート部 総務課

—今後、仕事でトライしたいことをお聞かせください。

内山さん：実際やってみないと分からないことに挑戦して上手くいった瞬間にやりがいを感じるので、これまでの経験や知識を更にパワーアップさせるために、自分自身の手で鶏の飼養を行ってみたいです。また、全く経験したことのない分野への学びも深めたいです。

平山さん：検査業務は時間や手間のかかる作業も多いので、精度は維持したまま効率化できないか取り組んでいるところです。どうしても外せなかったり機械化できない工程や、コスト面など課題は多いのですが、少しでも業務負担が減らせるよう頑張りたいです。

川崎さん：今後は Web システムやサーバに関する知識も身につけ、幅広い領域に対応できるようになりたいです。分からない用語はすぐ調べたり、IT に関するニュースを chatGPT にまとめてもらってざっくり把握したり、日々コツコツと積み重ねています。

小村さん：昨年6月にグループのインスタグラムを開設しました。今はイベント関連の投稿が多いのですが、リクルート関連の投稿も増やしていきたいです。高卒採用を担当しているので、業務内容や求人情報などを一目で簡単にわかるように掲載したいです。

—最後に読者の皆さんにメッセージをお願いします

小村さん：職場の雰囲気良く、入社間もなく不安な時も、周りの人がすごく声をかけてくれたので馴染みやすかったです。部署間、グループ間での異動もあり、たくさんの経験ができるのも魅力だと思います。採用に関する情報もインスタグラム等でどんどん発信していくので、もし当社を検討される方がいたら、ぜひ安心して一歩を踏み出してもらえたら嬉しいです！



企業としての想い・取り組みについて

当グループでは、「ウェルビーイング」の実現を基本施策として掲げ、全ての働く人が心身ともに、社会的にも良い状態である職場環境づくりを目指しています。そのための一つの大きな課題として、女性の健康課題への理解が必要だと考え、「HUG」を立ち上げました。男性の健康課題も勿論あるのですが、まずはこれまでの男女のギャップを埋めるということで、しっかり取り組んでいきたいです。

ありがたいことに、職場の雰囲気が良いという声をよく聞いておりますが、HUG 活動や従業員へのアンケート等を通して、グループ全体で、より風通しの良い、意見を言いやすい環境づくりを目指していきたいです。



高松信吾
グループ代表

職場の健康をつなぐ委員会 “HUG (Health Unity Group)” について

昨年10月、マルイ農業協同組合とマルイ事業協同組合は、従業員が安心して働ける職場環境づくりを目的に「HUG」を発足しました。現在は、女性特有の健康課題（月経関連の不調や更年期症状、ライフステージ特有の課題等）に焦点を当て、男女問わず従業員間での理解を促すとともに、必要な支援・制度の検討を進めています。これまでに、定期的なメンバー会の他、アンケートや女性従業員対象の座談会、他社事例の収集や関連セミナーへの参加等を積極的に行なっています。今後はグループ全体に活動を広げ、全ての従業員の健康課題にも取り組み、より働きやすい職場環境の実現を目指します。

マルイ農協グループの情報はコチラ！

ホームページではマルイの仕事内容や先輩インタビュー等を紹介。インスタグラムでは、イベント情報の他、採用に関する情報も発信しています。今後 HUG 活動についてもたくさん発信していく予定なので、ぜひチェックしてください！



ホームページ



Instagram

マルイ農協グループ

代 表 者	グループ代表 高松 信吾
設 立 年 月 日	昭和32年9月
所 在 地	出水市平和町225
電 話	0996-63-0101
H P	https://www.marui.or.jp/

取
材
後
記

大きなシステムを支える精密さと、地元を愛する温かさが同居するマルイ農協グループ。インタビュー中、趣味の話で盛り上がる皆さんの笑顔からは、制度以上に「仲間を大切にする風土」が伝わってきました。食の安心・安全は、こうした健やかな職場から生まれているのだと実感しました。

特定地域づくり事業協同組合シンポジウムを開催

1月15日、鹿児島市の「鹿児島サンロイヤルホテル」において「特定地域づくりシンポジウム～今年度設立事例から考える！地域おこし協力隊OBによる特定地域づくり事業協同組合の運営～」を開催し、会場およびオンラインを合わせて約140名が参加しました。

基調講演では、3部構成により、特定地域づくり事業協同組合制度の全体像とその意義について理解を深めました。

第1部では、総務省から制度の趣旨や仕組み、近年の法改正、活用実績が示され、マルチワークによる安定雇用の創出が、移住・定住の促進や地域活性化に有効であることが共有され、続く第2部では、本会による組合の設立から運営までを支える支援体制を紹介しました。

第3部では、元中小企業庁経営支援課課長補佐（株式会社 Felice. 侑 代表取締役）の井上美樹代氏より、地方における人材不足の現状を踏まえ、本制度の革新性や中央会が果たす役割、移住者の定着に向けた視点の重要性について提起がありました。

基調講演後に行われたパネルディスカッションでは、地域おこし協力隊OBが事務局長を務める今年度設立した特定地域づくり事業協同組合3組合の実践事例が紹介され、採用や定着の工夫、行政との連携、今後の展望等について活発な意見交換が行われました。詳細は3月号に掲載します。



パネルディスカッションの様子

補助金申請に効くデータ活用術について学ぶ

～第3回組合事務局講習会を開催～

1月16日、「ホテルレクストン鹿児島」にて、第3回組合事務局講習会を開催しました。

講師に株式会社マインズコンサルティング 代表取締役 稲田祐司氏をお迎えし、「補助金申請に効くデータ活用術」をテーマに、データツールやAIを活用して外部環境を整理・分析し、その結果を補助金申請にどのように結び付けていくかについて解説いただきました。

稲田氏は、調査・分析に有効なRESAS（地域経済分析システム）やe-Stat（政府統計の総合窓口）といった公的データツールに加え、AIを活用したデータ収集・分析の方法を紹介し、これらを戦略策定へと落とし込むプロセスを分かりやすく説明されました。

また、「補助金申請は単なる資金調達的手段ではなく、自社の立ち位置を客観的に見つめ直し、激変する市場環境を生き抜くための戦略策定そのものである。」と強調し、人材不足が進む中においては、自社で分析を行える人材の育成にも取り組み、持続可能性の確保につなげていくことが重要であると述べました。

参加者からは、データ活用の重要性を改めて認識するとともに、各種ツールの具体的な活用方法を確認できたことで、今後の事業計画策定に参考になったとの声が聞かれました。



講習会の様子



監事の役割と監査の方法について学ぶ

～組合自治監査講習会を開催～

1月21日、「かごしま Biz ホール」において、組合自治監査講習会を開催しました。

監査法人かごしま会計プロフェッション 社員・公認会計士の酒匂康孝氏を講師にお招きし、「監事の役割と監査の方法」をテーマにご講演いただきました。

酒匂氏は、「監事監査は単なる会計数値の確認にとどまらず、業務の流れや内部統制の状況を把握することが重要である。」と述べ、具体的な不正事例を交えながら、実務に即した監査の考え方について解説されました。

参加者は、日頃の監査業務を振り返りながら熱心に耳を傾けており、今後の自治監査に活かしたいとする様子が見られました。



講習会の様子

実践的な組合運営の在り方について学ぶ

～鹿児島県中小企業組合士協会が研修会を開催～

1月21日、「かごしま Biz ホール」において、鹿児島県中小企業組合士協会（久木留寛会長）が令和7年度第2回研修会を開催しました。

講師にいづろ商店街振興組合 事務局長の迫真一氏をお招きし、実践的な組合運営の在り方について講話が行われました。

迫氏は、組合活動の基盤は組合員同士のコミュニケーションにあると強調し、「変化の速い時代に対応するためには、長期的なビジョンを共有し、現状を数値で把握することが重要である。」と述べました。

また、事業の棚卸しによる取捨選択や、目指す姿に向けたPDCAサイクルの実践、さらには専門家など外部の力を活用する必要性についても解説されました。

参加者は、講師の話に熱心に耳を傾け、学んだ内容を今後の組合活動に積極的に取り入れようとする姿勢が見られました。



講習会の様子

中小企業組合士を目指してみませんか？

中小企業組合士制度は、中小企業組合で働く人の資質向上を目的に、必要な知識を問う試験と実務経験を経て「中小企業組合士」の称号を付与する制度です。

鹿児島県中小企業組合士協会では、中央会事業への協力を通じ、組合士の育成・強化及び組合士制度の普及促進を図っています。

本誌50ページの「組合運営のスペシャリストを目指そう！」では試験問題を掲載しています。試験は例年12月に実施されますので、ぜひチャレンジしてみてください。

組合の決算実務について学ぶ

～組合決算講習会を開催～

2月5日、「かごしま Biz ホール」において、組合決算講習会を開催しました。

講師に税理士法人さくら優和パートナーズ鹿児島中央支店 支店長の貫見昌良税理士をお招きし、組合の決算実務についてご講義いただきました。

貫見氏は、基本的な決算整理仕訳や剰余金処分の考え方、配当・加入・脱退に伴う会計処理など、決算期に必要な事務手続きについて具体的に解説し、「決算書は過去の記録ではなく、『未来への通行手形』である。正確な決算関係書類の作成は、税務調査への有効な備えとなるだけでなく、金融機関からの信頼を得る基盤にもなる。強固な経理体制を整え、組合の未来を切り拓いてほしい。」と締めくくりました。

参加者は、実務に直結する具体的な解説に熱心に耳を傾け、今後の決算業務に活かそうとする意欲的な様子が見られました。



講習会の様子

組合トピックス

鹿児島県印刷工業組合創立70周年式典

2月3日、鹿児島市の「城山観光ホテル」において、鹿児島県印刷工業組合（岩重昌勝理事長）が創立70周年記念式典を開催しました。

式典の冒頭、岩重理事長は「創立70周年を迎えられたのは、行政機関や関係団体、地域の皆様のご支援の賜物である。薩摩の地には印刷技術の長い歴史があり、印刷は文化と産業を支えてきた。コロナ禍や物価高騰など厳しい状況が続くが、先人が幾多の困難を乗り越えてきたように、社会的責任を果たしながら業界のさらなる発展を目指していく。」と式辞を述べました。

また式典では、組合運営や業界振興への貢献、さらに鹿児島県中小企業会館新設に伴う指導拠点整備への尽力に対する感謝の意を込めて、岩重理事長から鹿児島県中小企業団体中央会の小正芳史会長へ感謝状と寄付金が贈られました。

続いて行われた記念講演会では、株式会社河内源一郎商店 代表取締役会長の山元正博氏と株式会社源麴研究所 代表取締役社長の山元文晴氏が登壇し、「麴で世界を救う！日本が繋ぐ発酵食の豊かな文化と老舗種麴屋の挑戦」をテーマに講演しました。

その後の記念祝賀会および年始会、さらに岩重理事長の藍綬褒章受章祝賀会も盛大に行われ、関係者が一堂に介して70周年の節目を祝う、意義深い一日となりました。



岩重理事長



岩重理事長と小正会長

外国人材雇用の

ABC

ブリック労働法務事務所
代表 橋本 裕介

【「外国人政策基本方針」の概要と事業者としての対応】

政府は本年1月23日に外国人政策を検討する関係閣僚会議において今後の外国人基本方針（外国人材受入れの基本政策）を決定しました。

その柱の一つとして「特定技能及び育成就労に関する基本方針」があります。そこでは、我が国の外国人雇用制度が、技能実習に代わり2027年4月に創設見込みの「育成就労」の制度目的を「国際貢献（技能移転）」から「人手不足分野の人材育成・確保」に転換することが掲げられています。

基本方針では育成就労と特定技能における具体的な受け入れ人数の数値も示されており、農業や建設、介護などの分野（特定技能外国人が就労できる特定産業分野は19分野、育成就労外国人が就労できる育成就労産業分野は17分野）において、2025年6月末時点の1号特定技能・技能実習の合計782,555人から、2029年3月までに1,231,900人（1号特定技能805,700人、育成就労426,200人）へ増加させる方針となっています。ちなみに、育成就労産業分野が特定産業分野より2分野少ないのは自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野が除かれているためです。

1号特定技能の受け入れ人数が2.4倍となる見込みから、外国人雇用の中心が「特定技能」に集約されていく見通しが示されていることが特徴的です。

次に、育成就労では、技能実習では原則認められていなかった本人都合の「転籍（いわゆる転職）」が条件付きで可能となります。基本方針には

「育成就労の転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて1年から2年までの範囲内で設定」とあります。つまり育成就労産業分野の17分野ごとに転籍できる条件が違うことを意味しています。例えば、介護や建設分野では転籍可能となるには2年間その受入れ企業での就労が必要に対して、農業や宿泊では受入れ企業での1年間の就労で可能となります。それに加え、転籍には初級の分野ごとに定められた育成就労評価試験や日本語能力試験の合格実績も求められることとなります。

育成就労や特定技能制度以外にも基本方針には、在留資格等の在り方・帰化の厳格化の方針も示されています。とりわけ在留資格では「経営・管理」、「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「永住者」についての方針が具体的に示されています。会社経営者などが取得する「経営・管理」は、実態不明案件に対応するため申請の厳格化、ホワイトカラー向け在留資格である「技術・人文知識・国際業務」は労働者派遣先での活動実態把握を強化など、「留学」は週28時間超の資格外活動（アルバイト）を抑止、「永住者」は申請にあたり税金や社会保険料の納付状況などの公的義務履行を重視し、要件明確化の方向性などが示されています。事業者はこれらの方針をよく理解し外国人材の受け入れを進めることが今後重要となります。

(連載終了)

テーマ

第112回「任意団体の組合加入」について

任意団体は組合に加入することができますか？



はい！お答えします！

法人格を有しない任意団体（任意の組織、団体、グループ等）は、組合に加入することができません。

中小企業等協同組合法第8条では、組合員となることができる者を、組合の地区内において事業を行う「事業者」と定めています。ここでいう「事業者」とは、個人または法人など、法律上の人格を有する主体を指します。

任意団体は、たとえ規約や代表者を定め、継続的に事業を行っている実態があったとしても、法人格を有しないため、この「事業者」には該当しません。

なお、任意団体は法人税法上「人格のない社団等」として取り扱われる場合がありますが、これは税務上の整理であり、法人格が付与されるものではありません。そのため、税務上一定の団体性が認められている場合であっても、中小企業等協同組合法における組合員資格が認められるものではありません。



団体等から加入の相談があった場合は、法人格の有無を確認することが重要だぶ～

中小企業組合士試験問題にチャレンジ！

次の文章の1～5は中小企業組合の共同金融事業について述べたものである。文中の ① ～ ⑤ の中に、下記語群ア～コの中から最も適切な語句を選びなさい。



1. 組合が組合員に対して金銭を貸し付ける場合、その貸付けは組合員が事業を行うために必要な資金に限られ、組合員個人やその家族の生活資金及び他人への ① 資金を貸し付けることはできない。
2. 債務の保証に当たり、組合は ② で定める金融機関に対してのみ組合員の債務を保証することができる。
3. 貸付けの際の利率は、金融事業規約などにより定められた利率を適用する。利払方法については、手形貸付及び手形割引は ③ とし、証書貸付は前払い又は後払いとする。
4. 金融事業が数次反復して行われることが予想される場合には、手数と費用の節約の観点から ④ の設定が望ましい。
5. 貸付金額は、申込まれた資金の必要性、 ⑤ と返済能力、担保力を総合的に勘案して決定する。

【語 群】

ア. 妥当性	イ. 根抵当権	ウ. 後払い	エ. 抵当権
オ. 確実性	カ. 理事会	キ. 余剰	ク. 前払い
ケ. 定款	コ. 転貸		

令和7年12月 情報連絡員報告

令和7年12月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

【前月比】

「業界の景況」が3ポイント、「売上高」が4ポイント、「収益状況」が5ポイントそれぞれ改善したが、販売価格は横ばいとなった。

年末特有の需要による一時的な改善が見られるものの、機械金属工業などでは、人件費と輸送コストの上昇に価格転嫁が追い付かず、依然として厳しい状況に置かれている。

【DI値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和7年11月	令和7年12月	
業界の景況	-13	-10	➡
売上高	-12	-8	➡
在庫数量	-6	-7	⬇
販売価格	12	12	➡
取引条件	-5	-3	➡
収益状況	-16	-11	↗
資金繰り	-11	-7	➡
設備操業度	-4	-3	➡
雇用人員	-8	-7	➡

※比較結果(数値の範囲) ⬆ = +10以上 ↗ = +5~+9 ➡ = 0~+4 ⬇ = -9~-1 ⬇ = -10以下

※ DI 値：前年同月と比較して「好転（増加・上昇）」したとする回答数から「悪化（減少・低下）」したとする回答数を差し引いた値（※その他の動向は以下の通り）

【前年同月比】

「業界の景況」、「収益状況」がそれぞれ2ポイント改善したが、「雇用人員」は3ポイント悪化した。

特に、建設業を中心に、新規就職者が少なく、従業員の高齢化が進むなど人材不足が進行しており、求人難だけでなく、経営を不安視する声も聞かれる。

【DI値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和6年12月	令和7年12月	
業界の景況	-12	-10	➡
売上高	-8	-8	➡
在庫数量	-7	-7	➡
販売価格	11	12	➡
取引条件	-3	-3	➡
収益状況	-13	-11	➡
資金繰り	-10	-7	➡
設備操業度	-2	-3	⬇
雇用人員	-4	-7	⬇

製 造 業

食料品（味噌醤油製造業）

12月は概ね良好に推移し、売上も前年を確保する動きとなった。業界を取り巻く環境は依然として厳しく、このまま順調に回復する保証はないが、徐々に回復し2026年が良い年になることを期待している。

食料品（酒類製造業）

(令和7年12月分データ) (単位：kℓ・%)

区 分	R6.12	R7.12	前年同月比	
製成数量	10,087.2	10,039.7	99.5%	
移出数量	県内課税	3,992.0	3,617.3	90.6%
	県外課税	5,819.2	5,784.4	99.4%
	県外未納税	1,455.1	1,777.1	122.1%
在庫数量	198,613.5	195,472.8	98.4%	

食料品（漬物製造業）

新物原料が入荷し、販売数量は回復基調である。出荷調整を行っていた企業も、原料の品質が良く、通常出荷に戻している。お土産、業務用、小売ともに好調である。気温、気候ともに良く、原料の大根の入荷も昨年より好調である。

食料品（蒲鉾製造業）

年末商戦は前年と比べて御歳暮、ご家族で食べられるおせち（蒲鉾、さつま揚げ）の売上が落ちている。お歳暮を贈る習慣が薄れてきていることや、高齢のため贈るのを止めたことなどが一因のようであり、量販店や直売店ともに売上が落ちている。また、燃料価格は下がったが円安が続いており、金利が上昇するなど厳しい状況である。

食料品（鯉節製造業）

値上げの影響により、鯉節業界は盛り上がり欠けている。また、ノルウェー産サバが不漁のなか、国内原料が減少・高騰しており、仕入が困難である。今年も厳しい状況が予想される。

食料品（菓子製造業）

苺などケーキに欠かせない材料の値上がりのため、販売価格を上げざるを得ない状況であり、サイズを小さくする・材料の量を減らすなど工夫を強いられている。一方で、クリスマスケーキは特別だと思ふ消費者も多く、売



上は好調だった。

食料品（茶製造業）

共同販売実績の前年度売上対比は216%（前年12月売上対比49.3%）となった。

大島繊維物製造業

今年の和服業界はいままでない程、厳しい状況が予想される。2月と3月に販売促進イベントが開催されるため、売上に期待したい。

本場大島繊維物製造業

検査反数は22%増加した。2月に地元開催の販促イベントあるので期待している。

木材・木製品

年末は繁忙期であるが閑散としており、住宅着工の鈍さから製品需要は伸びず、切迫感がない。加えて、円安により輸入コストが高止まりし、国産材価格を下げて円安分を調整するなどしているが、改善されるまでには至っていない。また、価格転嫁も追いついておらず、現市況の解消は厳しいと思われる。

木材・木製品

鹿児島県の10月分の新設住宅着工戸数は、518戸で前年同月比76%、うち木造は、382戸で同94%、木造率は73.7%と9月に改正建築基準法施行（4号特例の対象縮小）以前の水準に戻ったかと思われたが、再び減少した。県産スギ丸太4m中目材の11月の価格は、伐り匂を迎え出材量が増えたため、若干下げてきていて前年同月比92%となった。一方、スギ製品の柱角の11月の価格は、前年同月比102%、KD材は同104%で昨年と比べて僅かに上昇傾向となった。製材所は若干原木が安くなり、製品が値上がりしてきたものの、先月に引き続き住宅価格上昇に伴う市場の停滞により新設住宅着工戸数が

減少となっており、非常に厳しい環境が続いている。

生コン製造業

出荷量は82,270m³で対前年比76.7%となった。官公需は42,929m³で対前年比68.3%、民需は39,341m³で対前年比88.4%となった。対前年比で、官公需・民需合計では5地域が増加し、増加率が高い順に沖永良部280.4%、屋久島11.8%、川薩9.6%となっている。一方、13地域が減少し、減少率が高い順に種子島67.5%、奄美南部46.7%、喜界島45.6%となっている。鹿児島地域は、対前年比で官公需65.4%、民需80.9%、官公需・民需合計で75.5%となっている。

コンクリート製品製造業

12月度の出荷量は、5,867トンの前年度同月比87.5%となった。出荷量は始良伊佐地区、川薩地区、熊毛地区にて前年度同月比を上回り、他地区は下回った。鹿児島地区において、今年度12月末までの累計は前年度同月比66%となっており、他地区に比べて大きく減少している。公共工事の発注は若干増加しているため、今後の発注量増加に期待したい。

鉄鋼・金属（機械金属工業）

鉄骨需要の低迷が長引くなか、人件費や輸送費等のコスト上昇分の価格転嫁が難しい状況が続いている。1月より下請法が中小受託取引適正化法へと改正され、目的である下請事業者の利益が保護されることを期待している。

印刷業

例年、年末・年度末は繁忙期にあたるが、近年は繁忙期とは言えない状況が続いている。組合が印刷機の洗いや共同購買を行っているが、注文がほとんどない月もあり、稼働が少なかったことを物語っている。

非製造業

水産物卸売業

対前年同月比で数量95.6%、金額101.0%、単価105.6%であり、仲卸取引では数量78.2%、金額100.3%、単価128.2%となった。対前月比は数量69.1%、金額85.4%、単価123.5%であり、仲卸取引では数量68.0%、金額83.6%、単価103.8%となった。海がしける日が多く、漁獲量が前月より減少している。物価高により、単価があがっても利益がない。来月は気候が安定し、漁獲量が増加することを期待している。

燃料小売業（LPガス協会）

1月積みサウジアラムコ産の液化原油ガスはプロパン525ドル（前月比プラス30）、石油化学原料のブタンが520ドル（前月比プラス35）で上昇した。LPガス

は需要期を迎え、堅調な暖房需要、石化需要も中韓の引き合いにより、一時的な成約ラッシュとなった。米国市場も暖房需要で堅調に推移し、輸出は増加傾向であり、過去最高水準が続いている。

中古自動車販売業

自動車業界は、円安や輸出台数の増加により、仕入価格の上昇等を招いており、近年にない厳しい状況である。12月になり、更に来店客数は減少しているが、新春フェア並びに1月～4月の需要期に期待している。

青果小売業

年末需要、葉物野菜等の高騰が続き、売上は増加した。

農業機械小売業

米の価格が上昇しており、来年以降が心配である。

石油販売業

原油円建て価格は、原油安・円安でやや落ち着いている。国内は、旧暫定税率廃止の影響で、各地で値下げ競争が勃発し、近辺の高値在庫を抱えた小規模SSは経営悪化に直面した。しかし、物価・人件費高騰へ対応しなければならぬ二重苦の状況下にある。一方で、季節的な灯油の需要が見込まれ、売上に期待している。

鮮魚小売業

温暖な気候により、師走になっても旬な魚種や水揚げが少ない。忘年会シーズンではあるが、規模・回数ともに減少傾向にある。カニの価格高騰や数の子売上不良も相まって、前年と比較し不況である。

商店街（鹿児島市）

初商から引き続き盛り上がり欠ける商戦となっている。価格転嫁を行った結果、売上が増加した企業が多い。特に小売業において、一般的に節約志向が強い中、年末・クリスマスは時期的需要が反映された売上となっている。SNSを活用した情報発信を行い、業績を伸ばした組合員がいる。組合でもSNSの活用方法をテーマにした勉強会を開催したところ、好評であったため、先進事例を組合内部で共有しながら連携していく。

サービス業（旅館業 / 県内）

前年比約100%となった。社員教育にも注力しており、営業力の向上を図っている。

測量設計業

金利や物価、給与が上昇している。賃上げは人材確保や業界繁栄にもつながるため、同業者や世間より遅れて賃上げするのではなく、先駆けて賃金アップさせていきたい。令和7年度補正予算案にて、公共事業費が確保されたと安堵している。国と地方の基礎的財政収支の単年度の黒字化目標を取り下げようなので、今後の景気浮揚を期待したい。

旅行業

昨年に比べ、旅行実施の件数が減少した。

建築設計監理業

12月の公共団体等の入札状況は、件数で16件程度、契約金額で約6,500万円程度であり、前年同月（22件、約9,600万円）と比較すると件数、契約金額とも減少した。また、11月の新設住宅着工戸数は637戸で、対前年同月比（569戸）11.95%の増加となり、昨年の3月以来、8ヶ月ぶりの増加となった。

自動車分解整備・車体整備業

12月は昔ほどの忙しさは見られなかったが、それなりに慌ただしい様子であった。車検が2ヶ月前から受けることができるため、前倒しで受ける人が多い。車両価格が高騰しているため、古い車に乗り続ける人が増

えている。

電気工事業

全国的にLED照明器具の発注増加があり、照明器具の納品が大幅に遅れる事態が発生している。鹿児島でも顕著に表れており、工期に間に合うか不安視している。材料・機器の価格高騰が続いており、見積・受注活動にも影響が出ている。

造園工事業

12月は、前年同月と同水準で推移した。今年は特殊要因がなく、公共工事も例年通りであった。一方で、民間工事は微増であった。今年は、夏場の暑さが厳しく、熱中症等の対策を行いながら業務を遂行した。また、台風の影響が無かったため、突発的な業務はなかったが、人員の手配が難しく、工期を守るために連携を図った。

管工事業

下半期の繁忙期を迎え、慢性的な人材不足が続く中、業界における新規入職者は極めて少ない。業界の高齢化は年々進んでおり、多くの組合員が今後の経営に不安を抱えている。

建設業（鹿児島市）

引き続き、建設資材や燃料費等の高止まりに加え、人件費や下請け単価、金利の上昇などが建設業の経営を圧迫しており、適正な利潤の確保が困難となっている。特に、格付下位の組合員企業においては、公共工事の減少等（特に鹿児島市）により、事業縮小や廃業、吸収合併などの動きが見受けられる。また、熟練技術者や新規入職者など人材の確保が課題となっている。

建設業（奄美市）

2次製品の共同購入実績があった。セーフティネット借入があり、組合員は助かっている。

貨物自動車運送業

県下161運送事業者の燃料の購買動向は、対前月比109.31%の増加であり、対前年同月比89.19%の減少となった。

運輸業（個人タクシー）

12月は忘年会シーズンであるが、客足の物足りなさを感じた。夜の天文館や日曜日など、時間帯によってはタクシーが不足するところがあるが、全体的には円滑に遂行した。また、クルーズ船が多く入港したが、来日客数は国際事情に左右される可能性がある。

運輸・倉庫業

物量は少量であるが、トラック車両が不足し荷物が運べない状況になっていた。今年は暦により、繁忙期が短かった。長距離ドライバーの労働時間短縮を実施している。

令和8年1月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)
(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数7件 負債総額21億1,900万円

〔件数〕前年同月比2件増 〔負債総額〕前年同月比809.4%増

ポイント

～前年同月比で件数、負債総額が増加～

- ◆倒産件数は7件で前年同月比、前月比ともに2件増。
- ◆負債総額は21億1,900万円で前年同月比809.4%増、前月比544.1%増。



【概況と今後の見通し】

令和8年1月の倒産件数は前年同月比2件増となる7件、負債総額は前年同月比大幅増の21億1,900万円となり、倒産件数及び負債総額ともに1月の結果としては直近6年間で最大となった。

負債額10億円以上の倒産により負債総額が引き上げられた側面はあるものの、主因別では販売不振を要因とした不況型倒産、態様別も「破産」が占め、中小企業を中心に厳しい経営環境を反映した結果となった。

2026年の国内経済環境は内需主導で緩やかな回

復基調との予測はあるものの、長引くインフレによるコスト負担に加え、特に経営体力の厳しい中小企業は「賃上げ疲れ」が深刻化している。

また、「これ以上の価格転嫁は難しい」と聞かれるなど価格転嫁も徐々に難化しており、賃上げ問題と合わせて企業収益を圧迫する要因となることが危惧される。

さらに「利上げ」による影響もみられることから、引き続き企業の収益状況、倒産の発生には注視していく必要がある。

令和8年1月 主な企業倒産状況 (法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	所在地	態様	備考
S組合	遠洋マグロ漁業	1,600	15,000	中薩地区	破産	
(株)R	菓子小売	160	4,000	北薩地区	破産	新型コロナウイルス関連倒産
(株)N	医薬品小売	115	9,900	北薩地区	破産	
(有)A	携帯電話小売	110	3,000	北薩地区	破産	
(株)S	野菜卸	84	500	霧島・始良地区	破産	
(有)M	菓子小売	30	3,000	鹿児島市	破産	
(有)B	広告制作	20	3,000	鹿児島市	破産	

※主因別は全て「販売不振」

令和8年3月

2日(月) 15:00	第4回中央会理事会 鹿児島市「かごしま Biz ホール」
4日(水) 14:00	労働環境整備講習会 「人材定着に繋がる職場環境づくり」 鹿児島市「かごしま Biz ホール」

P.50 組合運営のスペシャリストを目指そう!
～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解答

1	2	3	4	5
コ (転貸)	ケ (定款)	ク (前払い)	イ (根抵当権)	ア (妥当性)

情報誌へのご意見・ご要望はこちらまで
magazine@satsuma.or.jp

令和8年4月

27日(月) 15:00	第1回中央会理事会 鹿児島市「かごしま Biz ホール」
-----------------	--

表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪
© 鹿児島県ぐりぶー#811



中小企業かごしま

(令和7年度 活性化情報第4号)

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史

〒892-0853 鹿児島市城山町1番24号
鹿児島県中小企業会館2階

TEL：099-222-9258 FAX：099-225-2904

HP：https://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：鹿児島県

公益社団法人鹿児島県観光連盟



「かごしま黒牛（ステーキ）」
© 鹿児島県



「黒ぶたしゃぶしゃぶ」
©K.P.V.B



「黒さつま鶏（鳥刺し）」
© 鹿児島県

今月の表紙

畜産王国・鹿児島のごちそう

鹿児島県は、温暖な気候に恵まれ、牛・豚・鶏のいずれも全国有数の生産量を誇る、日本屈指の「畜産王国」です。肉用牛や豚、ブロイラーの飼養頭羽数はいずれも全国上位に位置し、日々の食卓から特別な一皿まで、豊かな肉文化を支えてきました。

今月の表紙では、鹿児島が誇る3大“黒”ブランドの魅力を、それぞれの持ち味が最も伝わる料理で表現しています。和牛のオリンピックで2大会連続日本一に輝いた「鹿児島黒牛」は、きめ細やかな霜降りと、とろけるような柔らかさが特長で、噛むほどに上品な旨みが広がります。「かごしま黒豚」のしゃぶしゃぶは、湯にくぐらせた瞬間に立ち上る香りと、甘みのある脂のさっぱりとした後味が印象的です。そして「黒さつま鶏」は、程よい弾力と濃厚な旨みが魅力で、鮮度を生かした鳥刺しとして親しまれる、鹿児島ならではの郷土の味です。



ビジネスに役立つ “さつマガ” 配信中。

中央会では、組合及び中小企業に役立つ情報を「組合員企業や企業の役員・従業員の皆様方に周知するためのメールマガジン「**さつまのメルマガ**（略称『**さつマガ**』）」を発行しています。

各種補助金や中小企業に役立つ施策情報、セミナー・講習会のご案内、組合のイベント情報等を広く周知することで、施策や事業の利用促進やセミナー参加による課題解決等にぜひお役立て下さい。

発行回数

原則月2回（緊急のお知らせ等を含めても月4回）

提供内容

- ・ 中小企業に役立つ補助金情報・施策情報
- ・ 課題解決につながるセミナー・講習会のご案内
- ・ 各種イベント情報
- ・ 情報誌掲載のご案内 等

登録方法

右のQRコードをご利用いただくか、中央会のホームページから登録下さい。



※登録解除はいつでも簡単にできますので、お気軽にご登録ください。